

みよし市総合計画審議会

第5回 みよし市総合計画審議会

次 第

日 時：令和5(2023)年11月6日(月)
午前10時から
場 所：市役所3階 研修室3・4・5

- 1 あいさつ
- 2 議題
 - (1) 第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)について
 - (2) 第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)のパブリックコメントについて

資 料

目次

- I 第2次みよし市総合計画後期基本計画案.....資料1
- II 第3回及び第4回みよし市総合計画審議会における委員意見と対応.....資料2
- III 第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)のパブリックコメントについて
.....資料3

第 2 次みよし市総合計画 後期基本計画 (案)

目次

I	はじめに	P 1
	第1章 後期基本計画の策定にあたって.....	P 1
	1. 策定の趣旨.....	P 1
	2. 計画の構成と期間.....	P 1
	第2章 みよし市の将来像.....	P 2
	1. 将来像	P 2
	2. 基本目標	P 3
	3. まちづくりの進め方.....	P 4
II	後期基本計画	P 5
	第1章 計画の指標.....	P 5
	1. 総人口	P 5
	2. 年齢3区分別人口.....	P 5
	第2章 後期基本計画.....	P 6
	後期基本計画の体系.....	P 6
	後期基本計画の見方.....	P 7
	基本目標 1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち.....	P 8
	基本目標 2 健康で生き生きと暮らせるまち.....	P 19
	基本目標 3 安全で安心して暮らせるまち.....	P 28
	基本目標 4 魅力と活力があふれるまち.....	P 33
	基本目標 5 自然環境を守り未来へつなぐまち.....	P 40
	基本目標 6 快適で暮らしやすいまち.....	P 45
	まちづくりの進め方.....	P 55

I はじめに

第1章 後期基本計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

平成31(2019)年3月、市民・行政の協働により総合的・計画的にまちづくりを進めるため、その根幹となる「第2次みよし市総合計画」を策定しました。

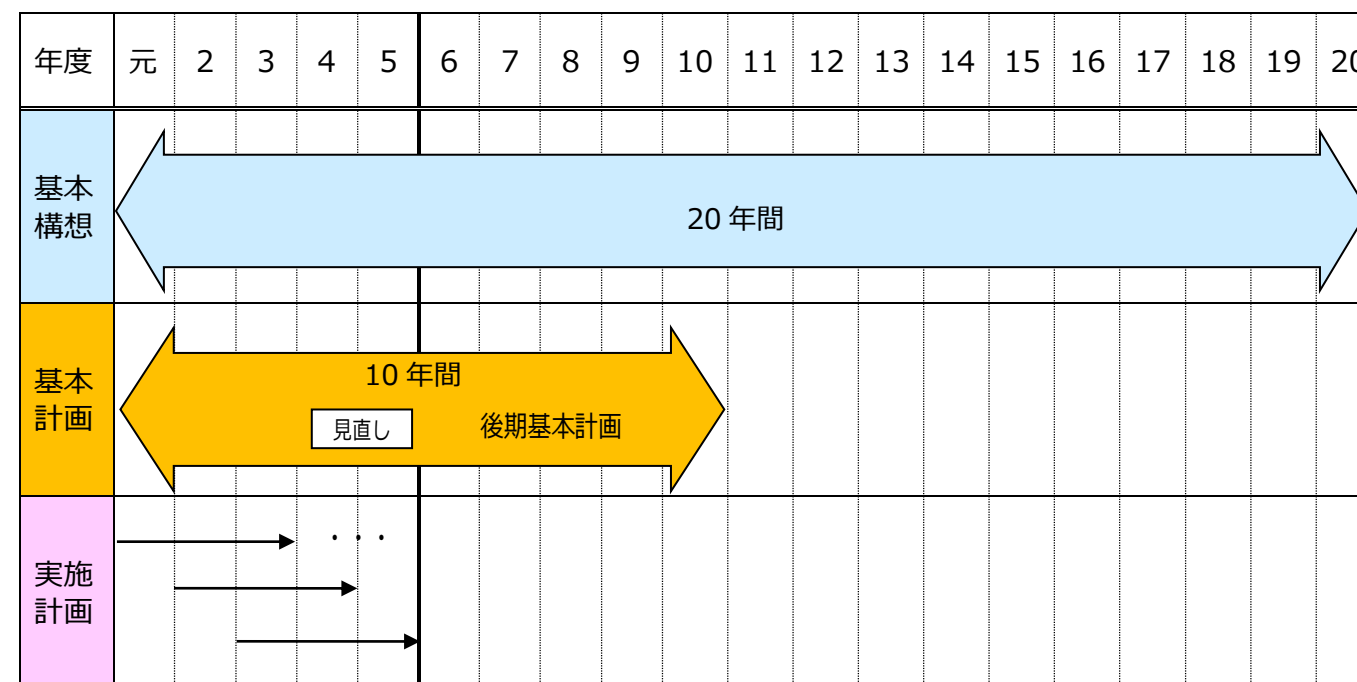
総合計画では、基本構想（計画期間：令和元(2019)年度から令和20(2038)年度）と基本計画（計画期間：令和元(2019)年度から令和10(2028)年度）を定め、基本構想に掲げる将来像「みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち」の実現に向けて各種取り組みを進めてきました。

基本計画は、今後の社会経済情勢の移り変わりに対応していくため、中間年で見直しを行うこととしています。本計画は、令和4(2022)年度から令和5(2023)年度にかけて、「目標指標」や「主な取組」の達成状況の点検・評価を行い、その結果と令和元(2019)年度以降の社会経済情勢の変化を踏まえながら、将来像の実現に向けた取り組みを着実に進めていくため、後期基本計画として策定したものです。

2. 計画の構成と期間

本計画は、第2次みよし市総合計画の後期基本計画にあたります。基本計画は、基本構想に掲げる基本目標を達成するために必要な具体的な取り組みを各分野ごとに示したものです。

後期基本計画の計画期間は、令和10(2028)年度までの5年間です。



第2章 みよし市の将来像

1. 将来像

本市が目指す20年後の将来像を次のように掲げ、まちづくりを進めていきます。

将来像

みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち

<将来像の基本的な考え方>

私たちのまち「みよし市」は、都市近郊にあり、立地条件に恵まれ、豊かな自然や快適な住環境が保たれたまちです。

また、自動車関連産業をはじめとする数多くの企業の誘致・進出により、安定した財政基盤を確立し、その財政基盤を生かし、これまで市民ニーズに応え、活気あふれる都市を目指して、さまざまなまちづくりの取り組みを行ってきました。それにより市民の多くがバランスのとれた「住みやすいまち」と評価するまちへと成長しました。

これからは、先人のたゆまぬ努力により培われた、この「住みやすいまち」を将来に向けてさらに発展させ、自主自立した持続可能なまちづくりを目指します。

市民^{*}と行政のそれぞれが自らができる役割を担い、みんなでまちづくりを進めます。

そして20年後の未来は、まちには活気あふれ、子どもから高齢者まで誰もが健康で明るく生き生きと、輝く「笑顔」で暮らすことのできる魅力あるまちを目指します。

市民の誰もが潜在的に持っている郷土に対する誇りや愛着を醸成し、「みよしを愛し」、「みよしを誇りに思い」、「みよしを育てる」、このまちをより良い場所にするため、積極的に関わろうとする当事者意識をより一層高め、誰もが「住みやすいまち」からずっと「住み続けたいまち」と思える持続的に発展するまちを目指し、

将来像を「**みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち**」とします。

※市民…みよし市自治基本条例において、「市民」の定義を市内に住む人や学ぶ人、働く人、市内で活動したり事業を行う個人、法人、団体としています。

基本構想の目標年次である

令和20(2038)年の将来人口を**65,000人**と想定します。

みんなで育む

市民が、自らができる役割を担い、みんなでまちづくりを進めていきます。

◆魅力ある自立したまちづくりを行うために、行政のみが取り組むのではなく、市民も自分のまちに関心を持ち、主体的に市民同士で支え合い、また行政はその活動を支え、市民がまちづくりに参画しやすい環境を整え、市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

笑顔輝く

まちには活気あふれ、子どもから高齢者まで誰もが健康で明るく生き生きと、輝く「笑顔」で暮らすことのできる魅力あるまちを目指します。

- ◆充実した子育て・教育環境や文化・芸術に親しめる環境を整えることにより、誰もが安心して豊かに暮らせるまちを目指します。
- ◆福祉・医療・介護サービスの充実により、健康寿命の延伸や高齢者の社会参画の促進などを図り、誰もが元気で生き生きと暮らせるまちを目指します。
- ◆災害の発生による被害や交通事故、犯罪の発生などの危険が少ないまちづくりにより、誰もが安全・安心に暮らせるまちを目指します。
- ◆製造業をはじめとする産業の振興などにより、産業が盛んで魅力と活力があふれるまちを目指します。
- ◆豊かな自然が次代の子どもたちの心のふるさととなるように、自然環境を守り未来へつなぐまちを目指します。

ずっと住みたいまち

誰もが「住みやすいまち」からずっと「住み続けたいまち」と思える持続的に発展するまちを目指します。

- ◆市民一人一人がまちを愛し、誇りを持って住み続けたいと思えるまちを目指します。
- ◆都市基盤の整備や公共交通の充実など住みやすさの向上を図り、快適で暮らしやすいまちを目指します。さらに、若い世代の定住促進や雇用対策、子育て支援などを進めます。

2. 基本目標

将来像の実現に向けて、次のように6つの基本目標を掲げます。

基本目標1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

基本目標を達成できたときの姿

人育て

- ◆子どもたちの笑顔と元気な声が、家庭や学校、地域で響きわたっています。
- ◆安心して子育てができる環境と、子どもたちが学べる環境が充実しています。
- ◆市民が気軽に学び、文化に親しめる環境が充実し、市民のまちへの誇りと愛着が一層高まり、まちをより良くしたいという意識が育まれています。

基本目標2 健康で生き生きと暮らせるまち

基本目標を達成できたときの姿

生き生き

- ◆福祉・医療・介護サービスが充実し、誰もが安心して暮らすことができます。
- ◆元気な高齢者が増えて、積極的に社会参加し、まちに活気をもたらしています。
- ◆子どもから高齢者まで多世代の交流が活発になっています。

基本目標3 安全で安心して暮らせるまち

基本目標を達成できたときの姿

安全安心

- ◆「公助^{こうじょ}」としての総合的な防災・減災対策が進み、大地震や集中豪雨などの自然災害に強いまちとなっています。
- ◆地域における「自助^{じじょ}」「共助(互助)^{きょうじょ}」の取り組みが進み、市民の防火意識・防災意識が高まり、地域防災力が向上しています。
- ◆交通事故や犯罪などの危険が少なくなっています。

基本目標4 魅力と活力があふれるまち

基本目標を達成できたときの姿

魅力

- ◆活力のある豊かな産業が伸びるまちとして成長しています。
- ◆生活の身近な所に買い物や外食が楽しめる場所が増えています。
- ◆観光資源を活用したまちづくりにより地域の魅力が高まり、たくさんの人でにぎわっています。
- ◆地域活動が活発化するとともに、地域間の交流も盛んになっています。

基本目標5 自然環境を守り未来へつなぐまち

基本目標を達成できたときの姿

自然環境

- ◆里山や田園、公園など生活の身近な所で「緑」に親しんでいます。
- ◆地域の清掃や花の植栽、草刈りなど市民主体の環境美化活動が行われ、美しいまちとなっています。
- ◆子どもたちに自然環境を大切に作る心が育まれています。

基本目標6 快適で暮らしやすいまち

基本目標を達成できたときの姿

快適

- ◆自然と開発のバランスのとれた土地利用が図られています。
- ◆公共交通がより便利になり、外出がしやすくなっています。
- ◆高齢者が移動しやすい環境が整っています。
- ◆快適な住環境や良好な景観が形成され、心地よく暮らすことができます。
- ◆働く場所の確保と定住が進むとともに、市外からの移住者が増え、市の人口は堅実に伸びています。

3. まちづくりの進め方

第2次みよし市総合計画の推進にあたっては、基本計画に掲げる全ての「取組分野」に共通する行政の基本的な姿勢としての次の3つの考え方を実践することにより、6つの基本目標の達成と将来像の実現を推進していきます。

(1) 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり

【協働】

6つの基本目標の達成と将来像の実現を目指すため、自治基本条例の考え方も踏まえて、市民と行政が、それぞれの役割を理解し、協働によりみんなでまちづくりを進めます。

<まちづくりの進め方>

- ◆協働のまちづくりを進める上では、市民同士や地域間の連帯感を高めながら、ともに支え合う意識を大切にしていきます。
- ◆市民は、まちづくりに関心を持って主体的に参画し、行政と協働でまちづくりを進めます。
- ◆行政は、協働のまちづくりの課題や目標を市民と共有して、市民がまちづくりに参画しやすい環境を整えるとともに、市民との協働によりまちづくりを進めます。

(2) 透明性の高い開かれた市政

【開かれた市政】

透明性の高い開かれた市政の推進を目指すため、また、市民との協働によるまちづくりを確実に進めるため、分かりやすい行政情報の公開や庁内部局の連携に努めます。

<まちづくりの進め方>

- ◆透明性の確保ならびに庁内での情報の共有に努め、市民に分かりやすい行政情報を提供します。
- ◆市民からの意見や提言などを広く聴き、まちづくりに生かします。

(3) 効果的・効率的で安定した行財政運営

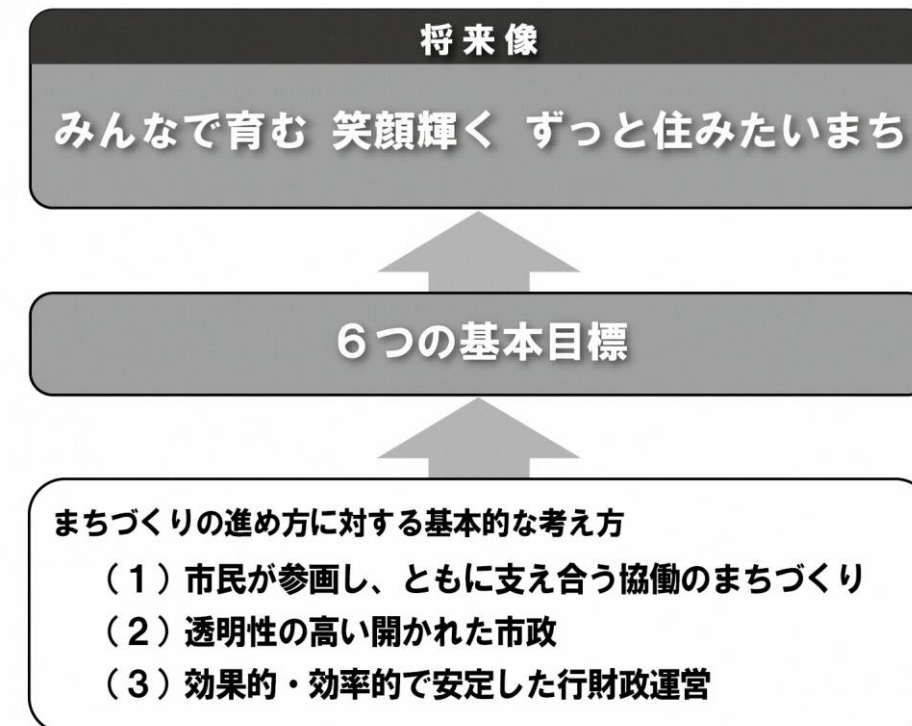
【行財政運営】

本市を取り巻く社会環境に適切に対応してまちづくりを進めていくため、限られた資源（人材、財源）で最大の効果を生み出す行政運営と、健全で自立・安定した財政運営を目指します。

<まちづくりの進め方>

- ◆弾力的で機能的な行政組織の編成と、人材育成や職員の意識改革などにより行政組織の充実を図ります。
- ◆行政改革を実施することにより、事業の効果や効率性を考慮した行政運営を推進します。
- ◆将来的な人口減少・超高齢社会の到来などに対応するとともに、総合計画に掲げる取り組みを確実に推進するため、限られた財源の有効活用と、産業立地の推進などで自主財源の確保に努め、持続可能なまちづくりを目指して安定した財政運営を進めます。

■まちづくりの進め方のイメージ

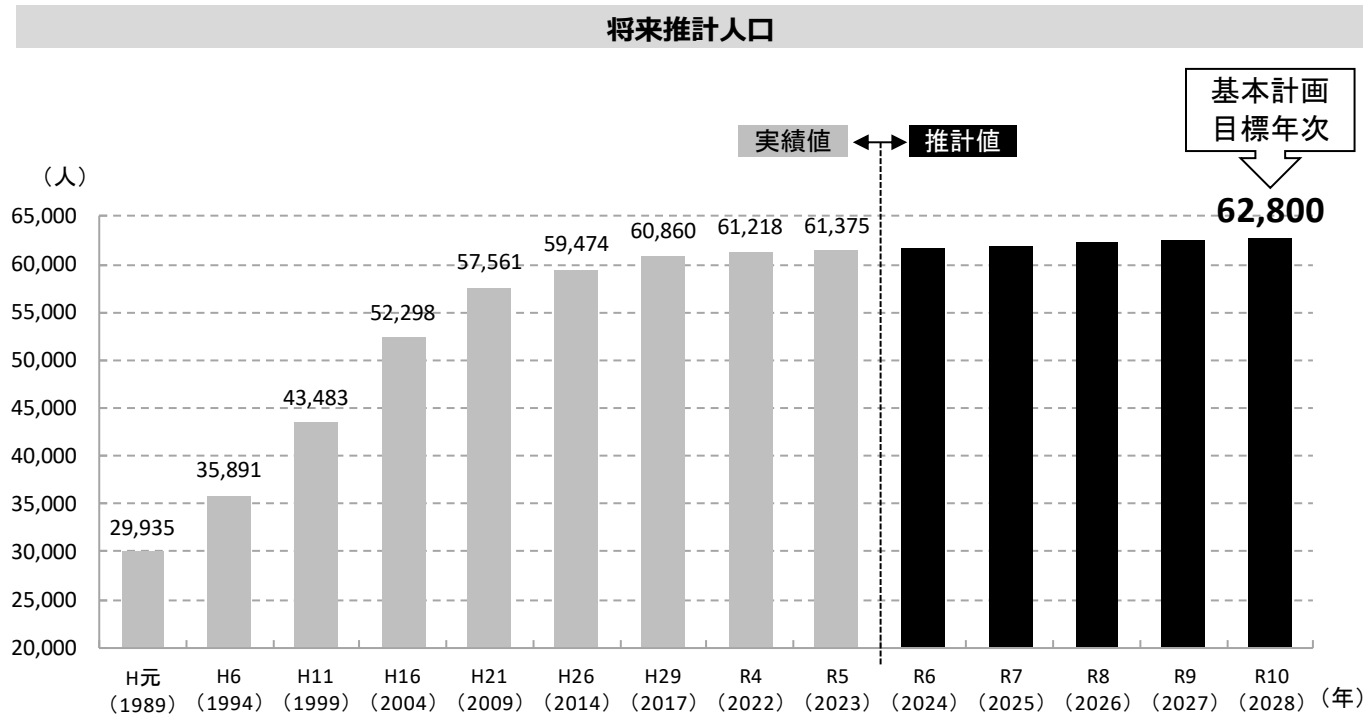


Ⅱ 後期基本計画

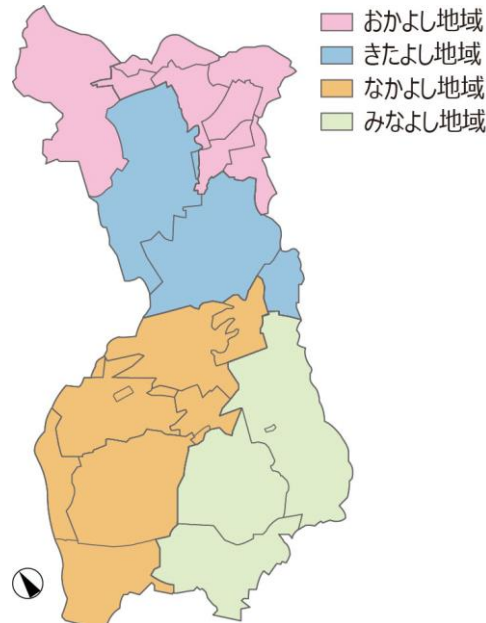
第1章 計画の指標

1. 総人口※

総人口は緩やかに増加を続け、基本計画の目標年次である令和10(2028)年には62,800人になると推計されます。



【地域区分図】



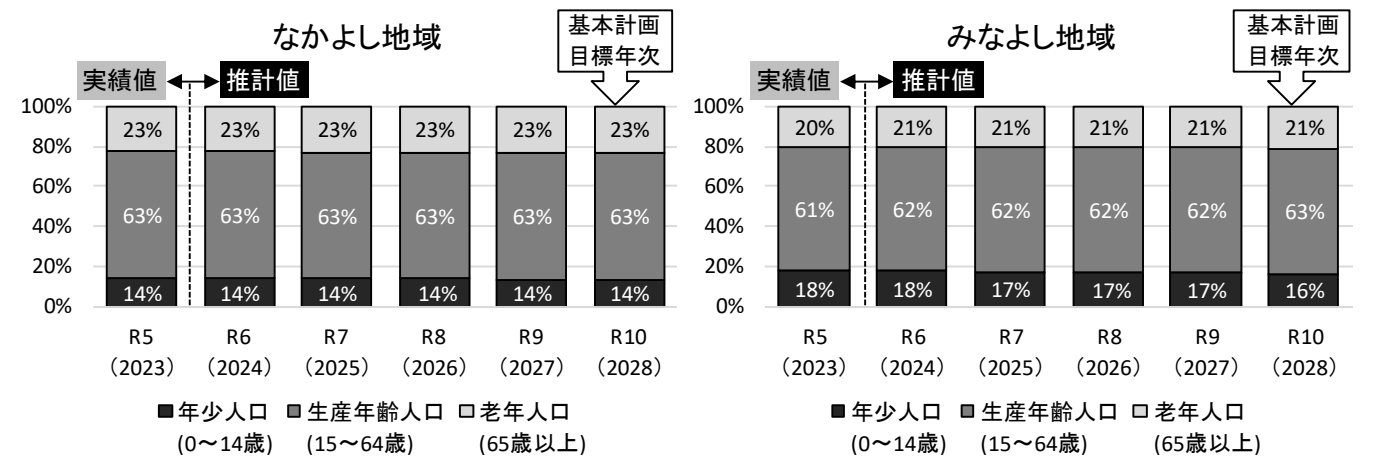
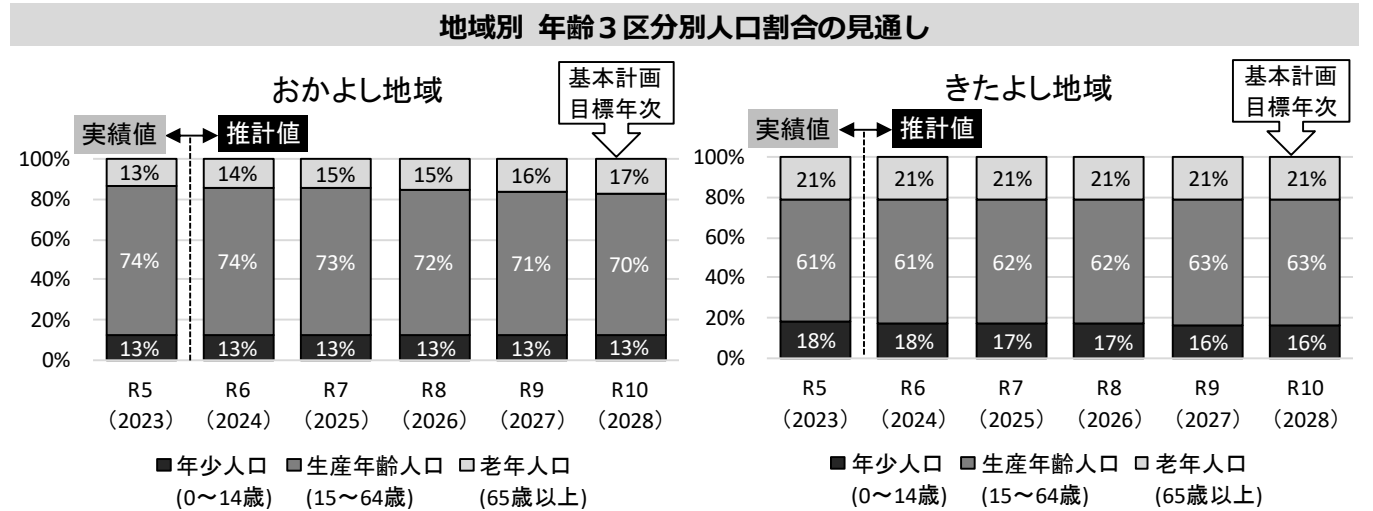
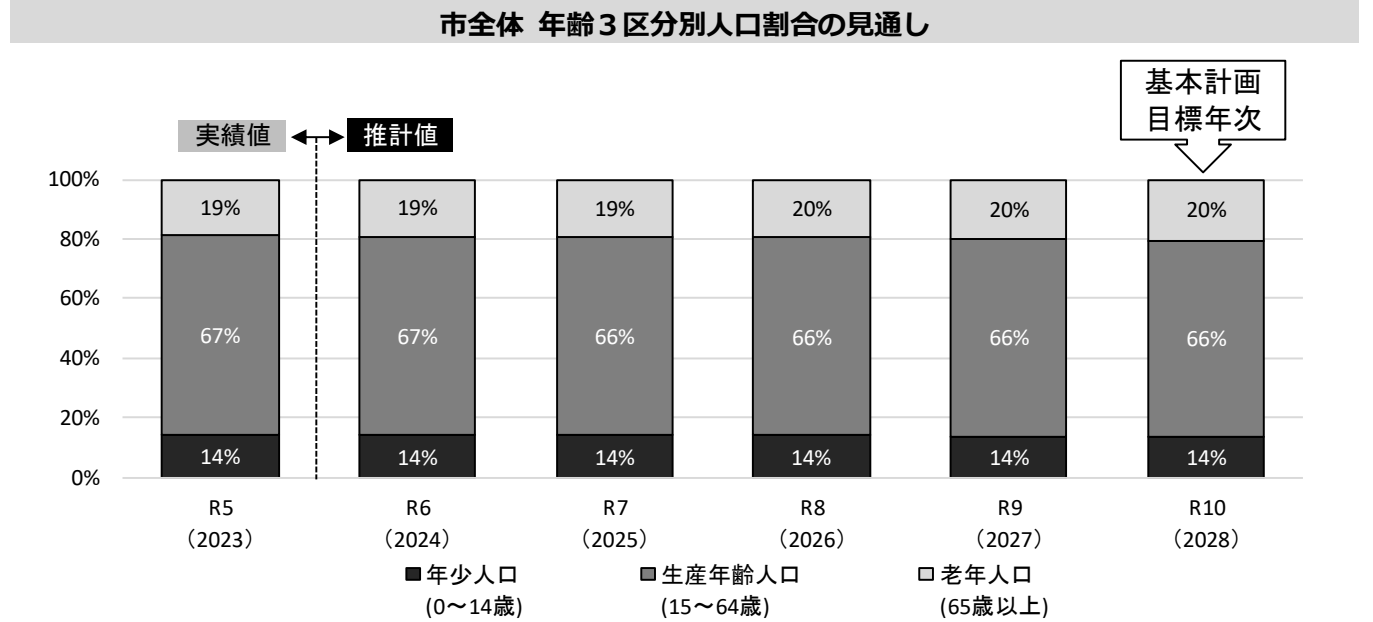
区分	令和5年(2023年)	令和10年(2028年)
総人口	61,375	62,800
おかよし地域	22,610	23,600
きたよし地域	8,853	9,000
なかよし地域	23,433	23,700
みなよし地域	6,479	6,500

用語解説 : ※ 総人口…住民基本台帳に登録されている数。

2. 年齢3区分別人口

市全体では、令和10(2028)年の65歳以上人口の割合は20%と推計されます。

地域別では、おかよし地域で高齢化が急速に進展すると見られ、65歳以上人口の割合は令和5(2023)年の13%から、令和10(2028)年には17%になると推計されます。



第2章 後期基本計画

後期基本計画の体系

将来像	基本構想		後期基本計画		ページ
	基本目標	取組方針	取組分野		
みんな で 育 む 笑 顔 輝 く ず っ と 住 み た い ま ち	1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち	(1) 安心して子どもを産み、育てられる環境にしよう	①子育て支援	9	
			②家庭教育	10	
			③地域で子育てを支える環境	11	
		(2) 心豊かな子どもを育てよう	①小中学校教育	12	
			②青少年健全育成	13	
		(3) 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう	①生涯学習	14	
			②文化・芸術	15	
			③広域交流	16	
			④多文化共生	17	
			⑤男女共同参画	18	
	2 健康で生き生きと暮らせるまち	(1) 豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう	①地域福祉	20	
			②高齢者福祉	21	
			③介護	22	
			④障がい者福祉	23	
		(2) 生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう	①地域医療	24	
			②健康づくり	25	
			③スポーツ	26	
			④生きがい・働きがい	27	
3 安全で安心して暮らせるまち	(1) 地域で支え合い、災害に強いまちをつくろう	①防災・減災	29		
		②消防	30		
	(2) 交通事故や犯罪のないまちをつくろう	①交通安全	31		
		②防犯	32		
4 魅力と活力があふれるまち	(1) 工業のさらなる成長を支えよう	①工業	34		
		②商業	35		
		③観光・魅力発信	36		
	(2) まちのにぎわいや魅力を生み出そう	③地域活力	37		
	(3) 地域の農業と多面的機能を持つ農地を守り、次代につなげよう	①農業	38		
		②地産地消	39		
5 自然環境を守り未来へつなぐまち	(1) 緑を守り育て、まちを美しくしよう	①緑のまちづくり	41		
		②環境美化	42		
	(2) 環境にやさしいまちにしよう	①地球環境の保全	43		
		②循環型社会	44		
6 快適で暮らしやすいまち	(1) 生活の基盤が整ったまちをつくろう	①土地利用	46		
		②河川	47		
		③下水道	48		
		(2) 便利で快適な住環境をつくろう	①公共交通	49	
			②道路	50	
			③市街地整備	51	
	(3) 多様な世代の定住・移住を促進しよう	④景観	52		
		①住まい	53		
		②雇用対策	54		
まちづくりの進め方	基本的な考え方		取組項目	ページ	
	(1) 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり		①市民の参画と協働によるまちづくり	56	
	(2) 透明性の高い開かれた市政		①行政情報の公開	57	
			②広報・広聴	58	
	(3) 効果的・効率的で安定した行財政運営		①行政組織	59	
			②行政改革・行政評価	60	
			③広域連携の推進	61	
			④財政	62	

後期基本計画の見方

基本構想に示した6つの基本目標の達成と将来像の実現を目指して、基本目標ごとに「取組方針」を定め、各「取組方針」には「取組分野」を設定します。

●基本目標
基本構想で示した6つの基本目標のどれに該当するのかを示しています。

●取組方針
該当する基本目標を達成するための、まちづくりの「取組方針」を示しています。

●取組分野
「取組方針」を分野ごとに細分化したものです。
基本計画は、この「取組分野」ごとに、「現状と課題」、「取組分野のねらい」、「目標指標」、「主な取組」、「市民の役割」などを示しています。

●現状と課題
「取組分野」における現状を分析し、どのような課題を解決していく必要があるのかを示しています。
関連する参考データや写真がある場合には引用しています。

●取組分野のねらい
「取組分野」における、目指す方向性を示しています。

●目標指標
「取組分野」における取り組みの成果を評価する指標（数値目標）を設定し、「基準値（平成29(2017)年度実績値）」と「現状値」（令和4(2022)年度実績値）、基本計画の目標年次である令和10(2038)年の「目標値」を示しています。
指標のうち「市民満足度割合」を使用しているものについては、基準値は平成28(2016)年度市民アンケート、現状値は令和4(2022)年度市民アンケートにおける市の取り組みに対する満足度を尋ねた設問の結果を基に設定しています。
「市民満足度割合」は、
$$\frac{(\text{満足} + \text{どちらかといえば満足})}{(\text{満足} + \text{どちらかといえば満足} + \text{どちらかといえば不満} + \text{不満})} \times 100$$

で算出します。
※市民アンケートでは、「満足」「どちらかといえば満足」「普通」「どちらかといえば不満」「不満」を選択肢として設けていますが、満足と不満足の変化を数値として把握しやすくするため、「普通」を除いた上記の式で算出しています。

基本目標1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち **子育て**
取組方針1 安心して子どもを産み、育てられる環境にしよう

取組分野① 子育て支援

現状と課題
核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化により、妊娠や出産、子育てに不安を抱える人の増加や育児の孤立化が進んでおり、気軽に相談できる場所の整備や情報提供、適切な支援につながる相談体制の整備により、こうした不安を解消する必要があります。
また、平成27(2015)年4月から国が導入した「子ども・子育て支援新制度」では、「社会全体で子どもの育ち、子育てを支える」という考え方のもと、子育て中の全ての家庭を切れ目なく支援する環境を整えることが求められ、こどもまんなか社会の実現のため、令和5(2023)年4月に、こども家庭庁が創設されると同時に、こども基本法が施行されました。
一方、女性の社会進出に伴い共働き家庭が増加し、3歳未満児の保育需要が増加しており、その対応が課題となっています。また、就労形態の多様化に伴い、延長保育や休日保育などの保育サービスの充実が求められています。
保育環境をさらに充実させるため、保育園の改修を進めるとともに、保育需要に応じた定員枠の拡充などを計画的に行っていく必要があります。

取組分野のねらい
結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実を図るとともに、子育てに関する相談体制の充実や積極的な情報発信を行い、子育てに関する不安の解消を目指します。
保育需要に対応するため保育環境の整備を図り、待機児童の解消を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
子育て支援に関する取り組みの市民満足度割合	「子育て支援」の取り組みに対する満足度割合（市民アンケート）	61.7%	86.9%	87%

主な取組
1 **みよし市版「ネウボラ」の推進**
妊娠期から子育て期までにわたるさまざまなニーズに対し、切れ目のない支援を提供し、安心し

●基本構想のまちづくりのキーワード
基本構想で定めた6つの基本目標ごとのまちづくりのキーワードを示しています。



- 2 保育環境の整備**
保育園の定員枠の拡充、延長保育や休日保育などの保育サービスの充実を図ります。
また、民間活力を効果的に活用し、城山保育園の移転新築などを行い、隠れ待機児童の解消に向けた取り組みを行います。
- 3 子育て支援センター事業の充実**
「親子ふれあいルーム」や「育児講座」の開催により、就園前の親子同士の出会いを促すとともに育児に関する情報を提供します。また、関係機関と連携して、妊娠や出産、子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、誰もが安心して、気軽に行きたくなる、通いたくなる施設を充実していきます。
子育て支援インターネット情報サービス「子育て情報ナビ みよびよ!」を活用するなど、子育てに関する情報を積極的に発信します。
- 4 相談支援体制の充実**
子育て世帯に対して育児の知識向上を図られるよう支援します。
ひとり親家庭に対する支援と、その自立に向けた相談を行います。
育児の困難な家庭、経済的な困窮、虐待などへの対応は、こども家庭センターが中心となって、関係機関と連携して行います。
- 5 幼児教育の充実**
幼稚園の安定した運営のための支援や保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 6 児童発達支援体制の充実**
心身の発達の違いがある児童とその家族の支援のため、「親子通園ルーム」や児童発達支援事業を推進します。また、発達上の支援を必要とする児童の増加および障がいの種類や程度の多様化に伴い、児童とその家族への包括的な支援の充実のため、新たに児童発達支援センターの整備を進めます。
- 7 保育士確保策の充実**
保育園の安定した運営のため、新たな保育士人材の確保に加え、保育士の離職防止や離職者の復職促進などにより保育士の確保を図ります。

市民の役割
こどもが健やかに育つように地域との関わりを深めます。
関連計画等：みよし市児童育成計画（令和6(2024)年度子ども計画策定予定）
健康みよし21(第2次計画)（令和6(2024)年度見直し予定）
第4期みよし市地域福祉計画（令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成28(2016)年度から令和17(2035)年度まで）
用語解説：※ネウボラ…フィンランドが発祥の妊娠期から出産、こどもの就学までの間、母子とその家族を支援する仕組みのこと。

●SDGs
SDGsの17の目標のうち、各「取組分野」に関連する目標を示しています。
※SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、世界が取り組むべき持続可能な開発目標のこと。

●主な取組
各「取組分野」の中で推進する主な取り組みとその内容を示しています。

●市民の役割
市民との協働で取り組みを推進していくため、「取組分野」における市民の役割を示しています。

●関連計画等
「取組分野」に関連する市の計画や市が関わる協定などを示しています。

●用語解説
文章中の専門用語や行政用語などの語句を解説しています。

※下線部は第2次みよし市総合計画からの変更箇所

基本目標 1

安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

- こどもたちの笑顔と元気な声が、家庭や学校、地域で響きわたるまちを目指します。
- 安心して子育てができる環境と、こどもたちが学べる環境が充実したまちを目指します。
- 市民が気軽に学び、文化に親しめる環境が充実し、市民のまちへの誇りと愛着が一層高まるまちを目指します。

取組方針 1 安心して子どもを産み、育てられる環境にしよう

子育てに関する相談体制や結婚、妊娠、出産、子育て期までの切れ目のない支援体制の整備を推進します。

学校や地域との連携により、家庭教育の重要性に対する理解を深めてもらうための取り組みや、地域でこどもの育ちを支える環境づくりを推進します。

取組分野	①子育て支援	P9
	②家庭教育	P10
	③地域で子育てを支える環境	P11

写真

取組方針 3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう

市民ニーズに対応した生涯学習講座の充実や地域の文化・芸術の担い手の育成、歴史資源の保存などを行います。

友好都市の市民とのさまざまな交流の推進や多文化共生、男女共同参画社会を推進します。

取組分野	①生涯学習	P14
	②文化・芸術	P15
	③広域交流	P16
	④多文化共生	P17
	⑤男女共同参画	P18

写真

取組方針 2 心豊かな子どもを育てよう

質の高い教育環境の整備や地域ぐるみでの教育の支援、地域社会全体での青少年の健全育成を推進します。

取組分野	①小中学校教育	P12
	②青少年健全育成	P13

写真

写真や市民アンケート結果



基本目標 1 安心してこどもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

子育て

取組方針 1 安心してこどもを産み、育てられる環境にしよう

取組分野① 子育て支援

現状と課題

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化により、妊娠や出産、子育てに不安を抱える人の増加や育児の孤立化が進んでおり、気軽に相談できる場所の整備や情報提供、適切な支援につなげる相談体制の整備により、こうした不安を解消する必要があります。

また、平成 27(2015)年 4 月から国が導入した「子ども・子育て支援新制度」では、「社会全体で子どもの育ち、子育てを支える」という考え方のもと、子育て中の全ての家庭を切れ目なく支援する環境を整えることが求められ、こどもまんなか社会の実現のため、令和 5(2023)年 4 月に、こども家庭庁が創設されるのと同時に、こども基本法が施行されました。

一方、女性の社会進出に伴い共働き家庭が増加し、3 歳未満児の保育需要が増加しており、その対応が課題となっています。また、就労形態の多様化に伴い、延長保育や休日保育などの保育サービスの充実が求められています。

保育環境をさらに充実させるため、保育園の改修を進めるとともに、保育需要に応じた定員枠の拡充などを計画的に行っていく必要があります。

取組分野のねらい

結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実を図るとともに、子育てに関する相談体制の充実や積極的な情報発信を行い、子育てに関する不安の解消を目指します。

保育需要に対応するため保育環境の整備を図り、待機児童の解消を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
子育て支援に関する取り組みの市民満足度割合	「子育て支援」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	61.7%	86.9%	87%

主な取組

1 みよし市版「ネウボラ※」の推進

全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへのさまざまなニーズに対し、切れ目のない支援を提供し、安心してこどもを産み育てることのできる環境を整備します。

母子健康手帳アプリを導入し、記録のデジタル化および妊娠・出産・子育てに関する情報配信の実施をするとともに、伴走型相談支援により妊産婦や子育て世帯の孤立感の予防を図ります。

2 保育環境の整備

保育園の定員枠の拡充、延長保育や休日保育などの保育サービスの充実を図ります。

また、民間活力を効果的に活用し、城山保育園の移転新築などを行い、隠れ待機児童の解消に向けた取り組みを行います。

3 子育て支援センター事業の充実

「親子ふれあいルーム」や「育児講座」の開催により、就園前の親子同士の出会いを促すとともに育児に関する情報を提供します。また、関係機関と連携して、妊娠や出産、子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、誰もが安心して、気軽に行きたくなる、通いたくなる施設を充実していきます。

4 相談支援体制の充実

子育て世帯に対して育児の知識向上や不安の解消が図られるよう支援します。

ひとり親家庭に対する支援と、その自立に向けた相談を行います。

育児の困難な家庭、経済的な困窮、虐待などへの対応は、こども家庭センターが中心となって、関係機関と連携して行います。

5 幼児教育の充実

幼稚園の安定した運営のための支援や保護者の経済的負担の軽減を図ります。

6 児童発達支援体制の充実

心身の発達の遅れがある児童とその家族の支援のため、「親子通園ルーム」や児童発達支援事業を推進します。また、発達上の支援を必要とする児童の増加および障がいの種類や程度の多様化に伴い、児童とその家族への包括的な支援の充実のため、新たに児童発達支援センターの整備を進めます。

7 保育士確保策の充実

保育園の安定した運営のため、新たな保育士人材の確保に加え、保育士の離職防止や離職者の復職促進などにより保育士の確保を図ります。

市民の役割

こどもが健やかに育つように地域との関わりを深めます。

関連計画等：みよし市児童育成計画（令和 6(2024)年度みよし市こども計画策定予定）
健康みよし 21(第 2 次計画)（令和 6(2024)年度見直し予定）
第 4 期みよし市地域福祉計画（令和 3(2021)年度から令和 8(2026)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成 28(2016)年度から令和 17(2035)年度まで）

用語解説：※ ネウボラ…フィンランドが発祥の妊娠期から出産、こどもの就学までの間、母子とその家族を支援する仕組みのこと。



基本目標 1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

人育て

取組方針 1 安心して子どもを産み、育てられる環境にしよう

取組分野② 家庭教育

現状と課題

「子育てに関するさまざまな情報を手に入れたい」、「同じような子育ての悩みを持つ仲間と語り合う場所が欲しい」という市民の声に応えるために、小学校へ通う子どもを持つ保護者を対象にした「家庭教育学級」、中学校へ通う子どもを持つ保護者を対象にした「思春期家庭教育講座」を開催し、各年代で必要とされるこどものしつけや子育てなどに関する情報を発信しています。

近年、子どもを取り巻く環境は複雑化しており、不登校やこどもの発達などさまざまな問題を抱える家庭が増加傾向にあり、相談支援体制の充実を図っています。

家庭教育の重要性に対する理解を深めてもらうため、家庭教育に関する情報や、市内各所で開かれる家庭教育に有益な催しに関する情報を積極的に発信する必要があります。

取組分野のねらい

中学生以下の子どもを持つ保護者を対象としたこどものしつけや子育てなどの講座の開催のほか、心理・医療などの専門的な立場による相談窓口を充実させ必要な支援を行います。また、家庭・学校・地域の連携を強めることにより、地域全体で家庭教育の重要性に対する理解を深めてもらうための仕組みづくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
家庭教育に関する取り組みの市民満足度割合	「家庭教育」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	60.8%	80.7%	87%

主な取組

1 保護者への学び支援

中学生までの子どもを持つ保護者を対象とした子育てに関する講座に対する支援を実施し、こどもの発達段階に応じた接し方や関わり方など子育てに関する情報を提供することで、保護者への支援の充実を図ります。

2 教育相談体制の整備

子育てに困っている家庭を支えるために、「みよし市教育センター学びの森」を中心として教育相談体制を整備し、困っている保護者に対し、スクールソーシャルワーカー^{※1}が専門相談員や学校、関係機関などに連絡し、適切な支援をコーディネートします。

3 家庭教育への支援

小学校区に家庭教育推進協議会を常設し、家庭・学校・地域の連携による「ふれあいトライアングル推進事業^{※2}」を継続的に実施し、家庭教育の重要性に対する理解を深めてもらうための取り組みの推進に努めます。

市民の役割

家庭や地域で、子どもたちに基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善悪の判断などの社会的なマナーを日々の暮らしを通して身に付けるようにします。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）

用語解説：※1 スクールソーシャルワーカー…いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題に対応するため、教育と福祉の両面に関する専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけ支援を行う人のこと。
 ※2 ふれあいトライアングル推進事業…家庭・学校・地域の3者の連携を深め、家庭教育のあり方について話し合い、研究する機会を持ち、地域ぐるみの実践活動を通して、健全な家庭教育の醸成を図ることを目的とする事業のこと。



基本目標 1 安心してこどもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

人育て

取組方針 1 安心してこどもを産み、育てられる環境にしよう

取組分野③ 地域で子育てを支える環境

現状と課題

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を社会の真ん中に据えたこどもまんなか社会の実現のため、令和5(2023)年4月に、こども家庭庁が創設されるのと同時に、こども基本法が施行されました。

核家族化や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加により、放課後のこどもの居場所を確保したいという保護者のニーズが増えています。このため「放課後児童クラブ※」で児童の受け入れを行うとともに、子育て援助活動支援事業の「ファミリー・サポート・センター事業」をはじめとする地域のボランティアを活用したりするなど、地域でもこどもの居場所づくりに取り組む必要があります。

また、こどもの生きる力や社会性を身に付けるためには、地域社会の中で大人やさまざまな年齢の人と共に、生活体験や社会体験、自然体験などを豊富に積み重ねることが重要です。このため、地区子ども会、地区子育てクラブの活動支援などに取り組み、地域全体でこどもの成長を見守り育てることのできる環境づくりを行う必要があります。

取組分野のねらい

子ども会活動をはじめとする地域活動を通して、さまざまな生活体験や社会体験、自然体験などを体験することで、こどもたちの「生きる力」の育みを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
地域で子育てを支える環境に関する取り組みの市民満足度割合	「地域で子育てを支える環境」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	61.7%	79.8%	87%

主な取組

1 地域でのこどもの居場所づくり

地域でこどもたちが集い、互いに関わりあえる環境を整備し、地域に密着した安心して過ごせる居場所を提供します。

また、どの家庭でもこどもたちが健全に育ち、将来に希望を抱けるように、地域全体でこどもの成長を見守る環境を整備します。

2 放課後児童クラブの環境整備

児童が安心して過ごすことができるよう、利用ニーズを把握し、遊びや生活の場としてふさわしい「放課後児童クラブ」の環境を整えるとともに、放課後児童支援員のスキルアップを支援します。

3 ファミリー・サポート・センター事業の充実

子育ての手助けをしてほしい人と手助けをしてくれる人とを結び付ける支援の輪をつくり、さらなる制度の周知と登録会員の増加を図ります。

4 子ども会活動の支援

子ども会育成連絡協議会や地区子ども会、地区子育てクラブの活動を支援し、地域のこどもの健全育成を図るとともに、子ども会の行事や進行をサポートするジュニアリーダーの育成を強化し、子ども会活動を支援します。

市民の役割

こどもたちの地域活動への関わりやボランティア活動を通して子育て中の家庭を支援するなど、地域のこどもたちの成長を手助けします。

関連計画等：みよし市児童育成計画（令和6(2024)年度みよし市こども計画策定予定）
みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）
第4期みよし市地域福祉計画（令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成28(2016)年度から令和17(2035)年度まで）

用語解説：※ 放課後児童クラブ…下校後、保護者が仕事などにより家にいない市内の小学生を対象に、放課後に学校の教室などを利用し、自主活動や遊びを中心とした活動の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業のこと。



基本目標 1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

人育て

取組方針 2 心豊かな子どもを育てよう

取組分野① 小中学校教育

現状と課題

学校教育を通して、生涯にわたって自らを磨き続け、仲間と共に「ふるさとみよし」を築いていくことのできる、次代の担い手となる子どもたちを、家庭や地域と連携して育てています。

35人学級の実施や特別な教育的支援が必要な児童生徒一人一人の学習支援など、個々の学習状況に合わせた指導を行っています。また、キャリア教育^{※1}の一環として、職場体験などの体験学習を行うとともに、学校生活で悩む児童生徒や子育てに悩む保護者に対する支援として各種教室や教育相談を実施しています。

また、デジタルを活用した教育にも力を入れ、一人一台の学習用タブレットを適切に活用することで、子どもたちが主体的・協働的に学べるような授業づくりに取り組んでいます。

その結果、各学校で行っている学校評価では、多くの子どもたちから楽しく学校生活を送っていると評価されていますが、一方でいじめや不登校、教職員の業務多忙化などの課題があります。

そのため、みよし型少人数学級のあり方について研究し、子どもたち一人一人をよりきめ細やかに指導・支援するために適切な教員の加配および配置を進めるとともに、いじめや不登校防止のための教職員や専門家などの必要な人材の配置や、教員の働き方改革として中学校の部活動地域移行に向けた取り組みを進めるなど、教員の多忙化を解消しながらより質の高い教育環境の整備を図ることが必要です。体制づくりや人材の確保などについては学校と家庭・地域が連携することが必要です。

あわせて、いじめ、不登校、虐待、保護者とのトラブルなど、学校現場でのさまざまな問題に対して、児童生徒の最善の利益を保護することを目的として、スクールロイヤーの配置を継続して実施します。

施設面の整備は、中長期的な維持管理などに係る経費の縮減や予算の平準化を図りつつ、学校施設の機能を確保することが求められています。このため、計画的に施設の予防的修繕や設備の改善を実施していくことが必要です。

取組分野のねらい

児童生徒の「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」をバランスよく育てることにより「生きる力」を育むとともに、児童生徒、保護者、そして地域から信頼され応援される学校を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
「学校は楽しい」と思う児童生徒の割合	「学校は楽しい」と回答した児童生徒の割合 (学校評価アンケート)	小学校 93.1% 中学校 88.2%	小学校 91.5% 中学校 87.6%	小学校 98% 中学校 93%

主な取組

1 教育環境の整備

施設の老朽化や各種設備の機能劣化の解消に併せて、省エネルギーに配慮した照明器具への更新などの環境改善を進めます。また、ICT^{※2}機器やデジタル教材を計画的に整備し、こどもの情報社会に対応する能力を高めます。

2 教育内容・活動の充実

知・徳・体にわたる「生きる力」を育むため、基礎・基本の習得や思考力・判断力・表現力を大切にした授業づくり、道徳教育の充実、生涯にわたって健康に過ごせる基礎づくりに取り組みます。

3 一人一人を大切にした教育の実施

子ども一人一人と正面から向き合うために、適切な教員の加配および配置を進め個に応じたきめ細やかな指導を行います。また、道徳教育や特別支援教育を充実させることで、いじめ・不登校問題の解決を図るとともに、外国籍児童生徒や障がいのある児童生徒が、より良い学校生活を送ることができるよう、個別に丁寧な指導ができる体制を構築します。

4 家庭・地域との連携強化

地域住民などの幅広い参画による学校運営協議会において、学校経営の目標やビジョンを共有し、相互の連携・協働のもとに地域とともにある学校づくりを推進します。

5 スクールソーシャルワーカー^{※3}の配置

さまざまな問題を抱える児童生徒に対し、学校、保護者、外部機関と連携した支援を進めることを目的として、スクールソーシャルワーカーを配置します。

市民の役割

家庭・学校・地域の三者が連携して行う話し合いや各種の実践を通して、地域ぐるみで教育を支えます。

家庭や地域の一員として、地域全体で子どもたちを見守り、育てる意識のもと、より良い教育環境の実現のための手立てを考え、実践します。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）
みよし市教育情報化推進計画（令和6(2024)年度見直し予定）

用語解説：※1 キャリア教育…子どもが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を目標とする教育的働きかけのこと。
※2 ICT…「Information and Communication Technology」の略語で、情報通信技術を意味する。情報処理・情報通信分野の関連技術の総称のこと。
※3 スクールソーシャルワーカー…いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題に対応するため、教育と福祉の両面に関する専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけ支援を行う人のこと。

基本目標 1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

人育て

取組方針 2 心豊かな子どもを育てよう

取組分野② 青少年健全育成

現状と課題

情報化社会やグローバル化の進展などにより、青少年を取り巻く状況は大きく変化しています。インターネットが身近にある環境の中で、利便性の反面、有害な情報が氾濫し、SNS^{※1}に起因する被害の拡大などが問題となっており、青少年が非行や犯罪に巻き込まれる機会が増えています。また、家庭環境や労働環境の変化により、親子が一緒に過ごす時間が減少し、地域でも人と人のつながりが希薄になり、自分の子ども以外の子どもの行動や素行に対する関心が薄れています。

そのため、青少年健全育成推進協議会への支援をはじめ、地域活動がより活性化するように努め、青少年の健全育成を推進するための街頭啓発活動を展開する必要があります。また、地域では、青少年活動の活性化を支援できる人材の育成も必要です。

取組分野のねらい

地域全体で青少年を健やかに育み、次代を担う人材を育成するため、地域社会でのさまざまな体験活動を通して、青少年団体の育成や青少年の健全育成を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
青少年健全育成に関する取り組みの市民満足度割合	「青少年健全育成」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	59.8%	81.1%	85%

主な取組

1 地区の青少年健全育成活動への支援

地区青少年健全育成推進協議会などが実施する事業を支援することにより、地区における青少年の健全育成を図ります。

2 青少年への見守り活動の推進

青少年が抱える問題を早期発見、早期指導するため、青少年健全育成推進協議会による街頭啓発活動を行います。

3 こどもの意見を聴く機会の提供

日ごろの生活を通して感じていることなど、こどもの意見を聴く機会を設けます。
また、こども条例を策定し、こどもの権利を守ります。

4 地域学校協働活動^{※2}の推進

全小中学校に地域学校協働本部を設置し、保護者や地域のボランティア、NPO、企業などの参画を得て地域学校協働活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの成長を支えていく体制を構築します。

5 放課後子ども教室^{※3}の実施

子どもたちの安全安心な居場所づくりを推進しつつ、児童に学習、運動、交流、体験の場を提供し、社会全体で次代を担う人材を育成するため、放課後子ども教室を実施します。

市民の役割

青少年の健全育成に対して理解と協力をし、活動の輪を広げるような地域活動を展開します。
学校だけでなく地域全体で次代を担う人材を育成するため、放課後子ども教室や地域学校協働活動に参画します。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）

用語解説：※1 SNS…「Social Networking Service (Site)」の略語で、人と人との交流を手助けし、促進するためのインターネット上のサービスのこと。
※2 地域学校協働活動…幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う活動のこと。
※3 放課後子ども教室…放課後に小学校の余裕教室などを活用し、子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、地域の方々の協力を得ながら、さまざまな体験活動や交流活動を実施する事業のこと。

基本目標 1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

人育て

取組方針 3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう

取組分野① 生涯学習

現状と課題

人々は社会生活を送るうえで、絶えず新しい知識や技術を習得することにより、新たな可能性の発見や喜びにつなげ、自らの暮らしを豊かで充実したものにすることができます。本市では、悠学カレッジ[※]事業として幅広い分野で生涯学習講座を実施してきました。ライフスタイルの多様化に伴い生涯学習意欲が向上してきていることもあり、今後は、図書館学習交流プラザ「サンライブ」以外の施設でも生涯学習講座を開催するなど学習機会の増加に向けた取り組みが必要です。

今後は、IT化の進展など今日的な課題を踏まえた市民ニーズを把握し、市民の学ぶ意欲をサポートする生涯学習講座の開催や、より多くの市民が生涯学習に取り組むことのできる環境づくりを進める必要があります。

「サンライブ」の図書館機能について、市民の利便性の向上のため、令和3(2021)年11月から電子書籍を導入しています。今後もさまざまな市民ニーズに対応するために、蔵書の充実などに取り組む必要があります。

子どもから高齢者まで、全ての世代にとって魅力のある多様な情報を提供する拠点を「サンライブ」以外の公共施設にも設けていく必要があります。

取組分野のねらい

市民のニーズに対応した生涯学習講座を展開することにより、市民が生涯学習への興味や関心を深め、主体的に生涯学習に取り組むことで、豊かで充実した暮らしを送ることを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
生涯学習に関する取り組みの市民満足度割合	「生涯学習」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	70.1%	78.6%	80%
図書館の貸出冊数	中央図書館での年間の貸出冊数	42.3万冊	51万冊	55万冊

主な取組

1 生涯学習講座の充実

「サンライブ」で、生活創造や国際理解、情報・通信の各分野の悠学カレッジ講座を、春夏、秋冬、新春の年3期実施するとともに、大学との連携による公開講座や、親子講座を開催し、市民に学習の場を提供します。「サンライブ」での講座に加えて、「おかよし交流センター」などの地域の施設でも講座を開催し、生涯学習への取り組みの拡充を図ります。

2 自主的な生涯学習の取り組みへの支援

地域における公民館活動や生涯学習活動を積極的に推進する団体への支援と生涯学習活動団体への発表の機会を提供するなど、自主的な活動の活性化に努めます。

3 図書整備

図書について、令和3(2021)年11月から導入している電子書籍を含め、市民ニーズを的確に把握し、計画的に整備を進めます。学校支援用図書についても児童生徒の学びを促進できるよう整備を進めます。

4 読書活動の推進

読書好きな子どもが増える環境づくりを目指して、学校への図書の貸出し機会の増加や、学校図書館やボランティア団体と連携した読書環境の整備を推進します。

市民の役割

「サンライブ」を有効に活用し、仲間づくりから地域のつながりを深めます。家庭・学校・地域がそれぞれの役割を認識し、子どもの読書活動や読み聞かせ活動に関わります。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）
第3次みよし市生涯学習推進基本計画（令和4(2022)年度から令和13(2031)年度まで）
第4次みよし市子ども読書活動推進計画（令和4(2022)年度から令和8(2026)年度まで）

用語解説：※ 悠学カレッジ…市民の誰もが受講できる生涯学習に関する各種講座（生活、健康、料理または語学学習、異文化体験、パソコンの活用など）のこと。

基本目標 1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

人育て

取組方針 3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう

取組分野② 文化・芸術

現状と課題

本市の文化や芸術活動の拠点であるみよし市勤労文化会館や図書館学習交流プラザ「サンライズ」は、多種多様な団体や組織の文化活動や発表・伝承の場として活用されています。また、各地域ではさまざまな団体の文化活動が地区公民館などの施設で行われています。

文化協会や地域での活動団体への助成を通して文化・芸術の振興を図っており、今後はさらに多くの市民が、文化・芸術を身近に感じられる環境づくりが求められています。生涯学習の場所として「サンライズ」以外の施設でも講座を開催することにより、学習機会の増加を図ることが求められています。

時代の移り変わりとともに、失われようとしている古文書や民具、歴史的建造物のほか遺跡や郷土芸能の伝承や保存に努めています。

市民の歴史的資源に関する関心の高まりから、体験講座や「ギャラリートーク※」など、楽しみながら学ぶ参加型イベントへの申込者が増えています。社会環境の急速な変化の中で、生活スタイルを振り返ることのできる歴史民俗資料館の果たす役割は増大しており、文化だけでなく、教育や観光、まちづくりなどの分野との連携も求められています。

市民が今後も文化や芸術、歴史に親しみ、豊かな暮らしにつなげるためには、その拠点となる施設の維持管理を行うとともに、各団体への支援や歴史的資源を展示する環境づくりが求められています。

取組分野のねらい

地域の文化・芸術の担い手を育成するとともに、文化・芸術を通して市民同士のつながりを深め、さらに文化・芸術への関心が高まることを目指します。

歴史的資源の保存と有効な普及啓発活動により、市民の郷土への愛着や誇りの醸成を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
文化・芸術に関する取り組みの市民満足度割合	「文化・芸術」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	71.1%	69.5%	80%

主な取組

1 文化拠点施設の機能維持

みよし市勤労文化会館は令和3(2021)年に大規模改修を終え、リニューアルオープンしたため、今後は、施設機能の保全と必要な修繕を行い、長く使用できるよう管理します。行事やイベントでの積極的な活用により文化拠点施設としての機能維持に努めます。

2 文化・芸術団体への支援

文化協会を通して、各種文化・芸術団体の支援や育成を行うとともに、文化・芸術活動を実践する地域や団体へも支援を行います。また、「サンライズ」での展示や発表の場の拡充を図り、市民が文化・芸術に親しむ機会を増やします。

3 史跡、歴史的資料と伝統芸能の保存継承

石川家住宅や三好上・三好下の山車、酒井家金比羅宮、古窯跡、三好稲荷閣夏季大祭などの市指定文化財や福谷城跡の他191カ所に所在する遺跡について、保存継承に努めます。

無形民俗芸能の囃子・棒の手を含めた文化財が保存継承されるように支援します。また、貴重な文化財については、指定をして保存継承の充実を図ります。

4 歴史民俗資料館収蔵資料の整理、調査・研究などへの活用

未整理の古文書群、猿投窯出土遺物の整理を進め、新たな郷土の歴史の調査・研究、資料館展示事業などに活用可能な状態で後世へ伝えていきます。

5 企画展・体験講座の実施

歴史民俗資料館の常設展示に加えて、寄贈、寄託や購入により収集した資料館の収蔵資料、他機関の所蔵資料を活用して、企画展や特別展を開催します。夏休み期間中の体験講座の開催や、学校への出張授業を通して、子どもたちの本市の歴史や伝統文化への理解を深めます。

6 埋蔵文化財の保護と発掘調査の管理

埋蔵文化財は、土地に埋蔵された状態での現状保存が原則ですが、開発事業により現状にて保存することができない場合は、発掘調査などを行い記録保存します。これにより、埋蔵文化財の破壊と消滅を防止し、併せて埋蔵文化財の詳細を報告書として後世に残します。

市民の役割

文化・芸術に親しみ、地域における文化・芸術の担い手となることにより、地域の交流を進めます。また、体験講座や地域に根ざした活動に参加することで、郷土への愛着や誇りを持ちます。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）

用語解説：※ ギャラリートーク…企画展や特別展などで、学芸員や講師が展示作品にまつわるエピソードや魅力などについて紹介するイベントのこと。

基本目標 1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

人育て

取組方針 3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう

取組分野③ 広域交流

現状と課題

平成12(2000)年10月に友好提携を締結した北海道士別市とは、少年スポーツ交流団や小学生の相互派遣、お互いの産業フェスタへの出展などの交流を進めています。平成23(2011)年10月に友好提携を締結した長野県木曾町とは、三岳地区にある「みよし市友好の森」を通じた交流事業や区長・議員交流、「産業フェスタみよし」への出展などの交流を進めています。

今後も、友好都市提携を締結している士別市や木曾町と、産業・文化・スポーツ・教育などを通じた交流活動や市民同士の交流を推進するとともに、友好都市の良さを広く伝えていく取り組みを引き続き支援していく必要があります。さらに、新たな交流事業やより多くの市民が参加できる機会の創出が求められています。

取組分野のねらい

友好都市の市民とさまざまな交流を通して、お互いの市町についての理解を深めるとともに両市民の絆をより強めることを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
友好都市交流事業参加者数	士別市小学生派遣・スポーツ交流への参加者数、「友好の森ふれあいツアー」参加者数	150人	106人	180人

主な取組

1 士別市との交流の推進

本市と士別市の小学生による交流に加え、野球やサッカー、バスケットボールの少年スポーツ交流団の交流を通して、両市の自然や文化、風土に触れるとともに、相互交流を深めます。

2 木曾町との交流の推進

「友好の森ふれあいツアー」による市民の交流、議会や区長会の交流が発展継続できるように支援し、相互の交流を深めます。

3 産業分野における交流の推進

「産業フェスタみよし」への士別市・木曾町の出展や、「士別市産業フェア」への本市の出展を通して産業分野での交流を深めます。

市民の役割

友好都市との交流事業を通して、友好関係を広げるとともに、相互理解を深めます。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）
みよし市スポーツ推進計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）
士別市及びみよし市の災害時における相互応援に関する協定（平成23(2011)年11月から）
木曾町及びみよし市の災害時における相互応援に関する協定（平成23(2011)年10月から）

基本目標 1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

人育て

取組方針 3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう

取組分野④ 多文化共生*

現状と課題

情報通信技術や交通網などの飛躍的な発展により、世界のどの国とも国際的な結びつきが強くなっています。こうした国際化が進む社会に的確に対応していく人材を育成するために、平成7(1995)年2月に友好提携を締結した米国インディアナ州コロンバス市への中学生派遣や、コロンバス市の高校生の受け入れなどを進めています。

海外から本市を訪問した人や、市内に住んでいる外国人との交流の手助けとするため、日本文化体験研修などの各種講座を開催し、国際感覚を養い相互理解を深めてもらうことに努めているほか、通訳者やイベントスタッフ、ホームステイの受け入れなどの国際交流や多文化共生の担い手となるボランティアの育成を行い、ニーズに応じて各種事業への協力を得ています。

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり本市における外国人人口は一時減少しましたが、感染症収束傾向により再び増加の様子を見せ始めており、令和5(2023)年度で2,469人と総人口61,375人のうち4.02%を占めています。今後、さらに増加が予想される市内に在住する外国人と日本人が互いの文化や風習などを理解し合い、市民の一人として市や地域の活動を展開することができるまちづくりを推し進める必要があります。

取組分野のねらい

海外の文化や風習を正しく理解し、外国人と積極的にコミュニケーションを図り、互いに尊重し合いながら日常生活を送ることができる環境の整備を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
多文化共生に関する取り組みの市民満足度割合	「多文化共生」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	50.0%	63.4%	68%

主な取組

1 多文化共生の推進

外国人が地域社会の一員として共に生活できる「多文化共生のまち」を創造するため、外国人を対象とした日本語教室の開催とそのためのボランティアの養成講座の開催、市役所窓口への外国語通訳者の配置、日本語指導を必要とする児童生徒への日本語指導を行うとともに、防災に関するPRや災害発生時の避難所運営における多言語対応、外国人のための日常生活に必要な情報を掲載したリーフレットの作成など、多文化共生に関する取り組みを進めます。

2 国際交流活動の充実

国際理解講座などを開催し、市民の国際社会への窓口を広げます。また、友好都市であるコロンバス市への中学生派遣やコロンバス市高校生のホームステイ受け入れを通して、子どもたちや市民の国際感覚の養成を支援します。

3 外国人児童生徒への適応支援

日本語をうまく話すことができない外国人児童生徒が、学校生活や日常生活にスムーズに適応できるように、日本語指導の充実および通訳者の配置などにより適応支援のための取り組みを進めます。

市民の役割

市内在住の外国人も地域社会の一員であるという認識を持ち、交流を深めるとともに関係づくりを行います。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）

用語解説：※ 多文化共生…国籍や民族などの異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

基本目標 1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

人育て

取組方針 3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう

取組分野⑤ 男女共同参画

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、性別や年齢にかかわらず、誰もが互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できるようになることが重要です。国は「男女共同参画社会基本法」の中で、この男女共同参画社会の実現が「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、平成27(2015)年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を施行し、女性の職業生活における活躍を推進するとともに、豊かで活力ある社会の実現を図ることとしています。

本市では、市や市民、事業者、教育関係者が一体となった協働のもと、男女共同参画社会の実現を目指すため、平成27(2015)年4月に制定した「みよし市男女共同参画推進条例」および「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な施策を積極的に推進しています。また、令和4(2022)年10月には、性的マイノリティ^{※1}に係るパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。

しかし、少子高齢化のさらなる進行や労働環境の変化、女性の活躍推進、性的指向^{※2}およびジェンダーアイデンティティ^{※3}の多様性に関する理解促進、DV(ドメスティック・バイオレンス)^{※4}への対応など、多くの社会的課題は依然として存在し、その課題への一層の取り組みが求められています。

取組分野のねらい

全ての人々が、性別に関わりなく、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、多様な選択肢の中でその能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
男女共同参画に関する取り組みの市民満足度割合	「男女共同参画」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	59.1%	66.0%	70%

主な取組

1 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、幅広い世代に向けたPRを行うとともに、令和4(2022)年10月より開始したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度などをはじめとする当事者に対する支援を行います。

さまざまな分野における女性の参画を推進するとともに、政策の立案に携わる各種審議会や委員会への女性委員の積極的な登用を進めます。

2 DV(ドメスティック・バイオレンス)の防止

DV(ドメスティック・バイオレンス)の根絶に向けたPRを積極的に行います。

また、女性の悩みごと相談を実施するとともに、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者に対する支援を実施します。

市民の役割

誰もが性別による固定的役割分担に縛られることなく、社会や家庭の中で互いに対等な構成員として参画することができる社会の実現に向け、男女共同参画の趣旨を理解し、性別による差別をすることなく、全ての人々があらゆる分野に参画しやすい気運の醸成に努めます。

関連計画等：みよし男女共同参画プラン「パートナー」2024-2033
(令和6(2024)年度から令和15(2033)年度まで)

- 用語解説
- ※1 性的マイノリティ…性的少数者を総称する言葉。具体的には、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー(心の性別と体の性別が違う人、性別に違和感をもつ人)などが含まれる。
 - ※2 性的指向…恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向のこと。
 - ※3 ジェンダーアイデンティティ…自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識のこと。
 - ※4 DV(ドメスティック・バイオレンス)…配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

基本目標 2

生き生き

健康で生き生きと暮らせるまち

- 福祉・医療・介護サービスが充実し、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指します。
- 元気な高齢者が増えて、積極的に社会参加できる活気のあるまちを目指します。
- こどもから高齢者まで多世代の交流が盛んなまちを目指します。

取組方針 1 豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう

福祉・介護サービスの効果的な提供や地域福祉の総合的な推進、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備を進めます。

取組分野	①地域福祉	P20
	②高齢者福祉	P21
	③介護	P22
	④障がい者福祉	P23

写真

写真や市民アンケート結果

取組方針 2 生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう

市民の健康寿命の延伸を目指して、医療保険制度の健全な運営や地域医療体制の整備、市民の健康づくりを推進します。

スポーツを通じた多世代交流や家庭・地域のコミュニケーションづくりの推進、高齢者が社会参加しやすい環境づくりを進めます。

取組分野	①地域医療	P24
	②健康づくり	P25
	③スポーツ	P26
	④生きがい・働きがい	P27

写真

写真や市民アンケート結果



基本目標 2 健康で生き生きと暮らせるまち

生き生き

取組方針 1 豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう

取組分野① 地域福祉

現状と課題

制度・分野にまたがる課題（複合的課題）や制度の隙間などの存在、社会的孤立・社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、住民相互の支え合い機能強化や複合課題に対応できる重層的な支援体制の構築による「地域共生社会」※1の実現が求められています。

本市では、平成 27(2015)年度に「みよし市福祉・医療・介護長期構想」を策定し、全ての市民を対象とする、みよし市版地域包括ケアシステムの構築（地域共生社会の実現）に向けた取り組みを開始しました。同じ地域で暮らす人たちがお互いを理解し合い、コミュニケーションの充実を図り、支え合いの仕組みをつくることが求められています。

取組分野のねらい

適切で効果的な福祉サービスの提供を行うとともに、市民全体が地域福祉推進の担い手として、支援を必要とする市民を支えることにより、地域福祉の総合的な推進を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
地域福祉に関する取り組みの市民満足度割合	「地域福祉」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	68.6%	74.5%	78%

主な取組

1 みよし市版地域包括ケアシステムの深化

こども（子育て家庭）、障がい者、高齢者を含む全ての市民にとって「生まれてからずっと、安心して暮らせるまち」の実現に向け、市民にとって身近な「地域」が持つべき機能や果たすべき役割を考え、自分（家族）でできることは自分（家族）で行う「自助」、互いに助け合えることは助け合う「互助」の力を発揮し、「共助」、「公助」によるサービスを充実させます。

地域包括支援センター※2を中心として、福祉・医療・介護の各専門職の連携を強化していくことで、継続性のあるケアマネジメント体制の充実を図ります。また、コミュニティソーシャルワーカー※3を配置し、制度・分野ごとの体制では解決が難しい課題（ヤングケアラー、ダブルケア、8050 問題など）に対応する重層的支援体制の構築を進めます。

2 福祉サービスを利用しやすい体制づくり

各種制度における福祉サービスの提供体制を充実させることに加え、複雑化、多様化するニーズに対応するため、地域の中にある社会資源を活用し、制度や組織の枠を超えたサービスを創設します。さらに、身近な地域で支援が受けられるように体制の整備をします。

3 生活困窮者の自立支援体制の充実

生活保護受給者や生活困窮者の自立を支援する庁内体制や、地域、民間企業、関係機関との連携体制を構築します。また、自立した生活が送れるように状況に応じた相談事業を実施し、就労に向けた支援を行います。

4 福祉・医療・介護の連携の推進

福祉・医療・介護が連携し、地域包括ケアを実現するため、医療専門職の人的資源を生かした、市民が相談しやすく、必要なサービスを迅速に提供でき、また、新興感染症や災害にも対応した拠点施設をみよし市民病院敷地内に整備します。

市民の役割

一人一人が福祉に対する知識を深めるとともに、意識や認識を高め、地域社会の構成員であることを自覚し、「みんなで助け合える共生のまち」の実現を目指します。そのために、市民同士のあいさつや声掛け、ちょっとした手伝いなどからはじめ、地域での活動につながる第一歩を踏み出します。

関連計画等：第 4 期みよし市地域福祉計画（令和 3(2021)年度から令和 8(2026)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成 28(2016)年度から令和 17(2035)年度まで）
第 5 期みよし市障がい者計画（令和 6(2024)年度から令和 11(2029)年度まで）
第 7 期みよし市障がい福祉計画（令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度まで）
第 3 期みよし市障がい児福祉計画（令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度まで）
第 9 期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画
（令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度まで）

用語解説：※1 地域共生社会…制度・分野の枠組みや「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域をともに創っていく社会のこと。
※2 地域包括支援センター…地域の高齢者の総合相談や権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行い、高齢者の保健医療と福祉の推進を包括的に支援することを目的とした機関のこと。
※3 コミュニティソーシャルワーカー…支援が必要な人に対して、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う人のこと。

基本目標 2 健康で生き生きと暮らせるまち

生き生き

取組方針 1 豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう

取組分野② 高齢者福祉

現状と課題

団塊の世代の人たちが全て後期高齢者の年代となり、ますます、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれます。こうした状況の中、高齢者の孤立死や閉じこもりなどを未然に防ぐために、ひとり暮らしの高齢者などの見守りや外出支援を行う必要があります。

また、認知症高齢者も年々増加することが予測されていることから、認知症により行方不明となった高齢者の早期発見と、認知症により行方不明になることを未然に防止するための見守り体制を構築する必要があります。

取組分野のねらい

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が「孤立」しないように見守りを行い、また、認知症により行方不明となった高齢者の早期発見と、認知症により行方不明になることを未然に防止するための見守り体制の構築を目指します。

外出のきっかけである社会参加や外出の方法である移動手段と日常生活動作*との関連を踏まえ、外出や社会参加を支援し、介護予防や健康寿命の延伸につなげることを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
高齢者福祉に関する取り組みの市民満足度割合	「高齢者福祉」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	63.0%	66.8%	73%

主な取組

1 ひとり暮らしの高齢者などの見守りの充実

調理が困難なひとり暮らしの高齢者などに対して、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認をします。また、ひとり暮らしの高齢者などの、在宅での急病や事故などの緊急事態に対処できる緊急通報システム機器を貸し出し、安全確保を図るとともに、日常生活の不安を軽減します。

また、災害時に支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、災害時における支援体制の構築に努めます。

2 認知症により行方不明になるおそれのある高齢者などの見守りができる体制の構築

認知症により行方不明となった高齢者や認知症により行方不明になるおそれのある高齢者に対応するため、警察などの関係機関と連携するとともに、市民が幅広く参加し、認知症により行方不明となった高齢者の検索、発見、通報、保護や未然に防止するための見守りができる体制を構築します。

3 高齢者に対する移動支援の推進

高齢者が自発的に外出できるよう移動支援を継続的に実施し、買い物や通院などの日常生活の支援に努めます。また、高齢者の社会参加の機会を増やすことにつなげ、心身の健康維持や生きがいの向上を図り、高齢者の生活の質の向上に努めます。

市民の役割

ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が「孤立」しないように、また、認知症により行方不明となった高齢者や認知症により行方不明になるおそれのある高齢者を地域で見守りができる体制の構築に努めます。

関連計画等：第4期みよし市地域福祉計画（令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成28(2016)年度から令和17(2035)年度まで）
第9期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画
（令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで）

関係機関との協定

- ・「徘徊高齢者の早期発見等の取組に関する協定」（公的機関、民間機関）
- ・「みよし市地域見守り活動に関する協定」（民間機関）

用語解説：※ 日常生活動作…日常生活を送るうえで最低限必要な動作（起居動作、移乗、移動、食事、更衣、排せつ、入浴、整容など）のこと。

基本目標 2 健康で生き生きと暮らせるまち

生き生き

取組方針 1 豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう

取組分野③ 介護

現状と課題

介護保険制度は、介護や支援が必要な状態となった高齢者が、それぞれの能力に応じて自分らしく自立した日常生活を送ることができるように社会全体で支える制度です。

本市における 65 歳以上の高齢者の人口は、令和 5(2023)年 4 月現在 11,493 人と総人口の 18.7%となっており、愛知県や全国と比べて低い水準にあります。しかし、わが国では、高齢者の増加が諸外国に例をみないスピードで進んでいます。令和 24(2042)年頃が 65 歳以上人口のピークとされているものの、その後も高齢化は続き、特に 75 歳以上の後期高齢者については令和 36(2054)年まで増加傾向が続いていくと予想されており、さらに令和 47(2065)年には高齢化率が 38.4%に達し、国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上となる社会が到来すると予想されています。高齢者の増加に伴う介護ニーズの多様化、介護に要する費用の増加が問題とされる中、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、みよし市における地域包括ケアシステムの構築と、高齢者を含む本市に住む全ての人々がともに豊かに生き生きと暮らすことのできる地域共生社会[※]の実現を目指し、本市として目指すべき高齢者福祉のビジョンを掲げ、高齢者に関する施策の一層の推進と介護保険事業などの円滑な運営に努める必要があります。

取組分野のねらい

介護が必要となった高齢者に対し、個々の身体や環境に応じて適切なサービスを提供することで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
要介護（要支援）の認定率	65 歳以上の高齢者における要介護（要支援）の認定を受けた者の割合	11.60%	13.63%	15.61% 以下

主な取組

1 介護サービスの充実

市民のニーズに応じた介護サービスが受けられる体制の充実を図り、介護が必要なときに、必要なサービスを利用できる環境を確保します。

2 介護サービスの質の向上

質の高い介護サービスを確保するため、サービス提供事業者に対し、適正な指導と助言を行います。

3 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスについて、地域の現状を把握・分析することで利用者（市民）のニーズを把握し、利用しやすい環境づくりに努めます。

4 介護給付の適正化

介護保険サービスが利用者に適切に提供されているかどうかについて、サービス提供事業者などの関連機関と連携しながら、適正なサービス給付の確保に努めます。

市民の役割

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活し続けられるように、地域全体で支え合います。

関連計画等：第 4 期みよし市地域福祉計画（令和 3(2021)年度から令和 8(2026)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成 28(2016)年度から令和 17(2035)年度まで）
第 9 期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画
（令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度まで）

用語解説：※ 地域共生社会…制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域をともに創っていく社会のこと。

基本目標 2 健康で生き生きと暮らせるまち

生き生き

取組方針 1 豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう

取組分野④ 障がい者福祉

現状と課題

本市の身体障がい者手帳保持者数は増減を繰り返しながら微増し、療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳保持者は年々増加しています。また、障がい者とその介護者の高齢化も進んでおり、「親亡き後」の生活や成年後見制度^{※1}をはじめとする権利擁護の支援が課題となっています。

乳幼児期からの障がいの早期発見や支援は、さまざまな生活能力の獲得、向上につながることから、乳幼児期からの支援の充実が求められています。

くらし・はたらく相談センター（基幹的相談支援センター）に、相談支援の専門職を配置し、障がい者（児）の生活や就労に関する相談を包括的に受けています。生活のしづらさを感じている人の相談は複雑化しており、複数の分野にまたがる課題を抱えるケースが増加しています。

取組分野のねらい

障がい者（児）の自己決定、意思決定を尊重し、互いに助け合い、支え合う関係を築くことにより、障がい者（児）が住み慣れた地域で、安全に安心して暮らし続けられる環境づくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
障がい者（児）が地域で生き生きと暮らし続けられるようになると感じる障がい者（児）の割合	障がいや生活で困っていることや不安に思っていることが「ない」と答えた障がい者（児）の割合 (障がい者福祉計画に関するアンケート)	14.6%	17%	25%

主な取組

1 障がいのある・なしに関わらず、互いに尊重し合える環境づくり

障がいについての正しい理解につながるように、市や、市内の社会福祉法人などが各種イベントで交流の機会を設けるなど、PR・広報活動を展開します。また、市内の小中学校と連携して、障がいに関する講座や体験を行うなど福祉教育を推進します。

2 一人一人のライフステージに応じた支援の推進

乳幼児期から成人期まで、保健や医療、教育、福祉、就労などの関係機関による障がい者（児）のライフステージ（人生の節目ごとの段階）に応じた支援が切れ目なく行える体制を充実します。また、療育施設の設置や医療的ケア児^{※2}の支援など児童発達支援体制の整備に努めます。

3 障がい者（児）の地域生活を支える環境の整備、充実

障がい者（児）が住み慣れた地域で、障がいの種類や程度に応じた適切な支援がいつでも受けられるように、生活訓練や就労訓練、居住支援などの福祉サービスの充実を図ります。また、障がい者（児）の権利擁護（成年後見支援）のネットワークや、災害時の安全確保に関する仕組みの確立に努めます。

4 福祉に関する相談支援体制の充実

くらし・はたらく相談センター（基幹的相談支援センター）を中心に、障がい者（児）の相談支援体制の充実を図ります。市役所内に設置された福祉総合相談センター（ふくしの窓口）では、障がいのある人、高齢者などを問わず福祉に関するあらゆる相談に包括的に対応します。また、相談支援に携わる者の資質向上を図るため、多職種が参加する事例検討会などを行います。

市民の役割

身体・知的・精神障がいや、発達障がい、難病患者などの障がい（疾病）の特性や生活のしづらさを正しく理解し、心のバリアフリーに努めます。

こどもから高齢者まで、市民が一体となって、助け合い、支え合っていけるように障がい者（児）福祉に対する意識を高めます。

関連計画等：第5期みよし市障がい者計画（令和6(2024)年度から令和11(2029)年度まで）
第7期みよし市障がい福祉計画（令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで）
第3期みよし市障がい児福祉計画（令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで）
第4期みよし市地域福祉計画（令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで）

用語解説：※1 成年後見制度…認知症、知的障がい、精神障がいなどによって一人で決めることに不安や心配のある人が、契約や手続きをする際に支援をする制度のこと。
※2 医療的ケア児…生活する中で、医療的ケアによる生活支援が日常的に必要なこどものこと。



基本目標 2 健康で生き生きと暮らせるまち

生き生き

取組方針 2 生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう

取組分野① 地域医療

現状と課題

市内には医療機関として、一般医療機関 30 施設、歯科医療機関 27 施設（令和 5(2023)年 3 月現在）があります。

公的医療機関としては、みよし市民病院があり、16 診療科、122 病床で、高度な医療の実現や人口増・高齢者人口の増加に対応した安心して暮らすことができる医療体制の充実に努めています。

今後、高齢化の進展などにより医療費の増大が見込まれます。市民一人一人が自らの健康管理に心掛け、医療費を抑制することにより、医療保険制度の健全な運営が求められています。

取組分野のねらい

安心して暮らすことができるように地域医療体制を整え、また、特定健康診査などの受診率の向上を図ることにより、医療費を抑制して医療保険制度の健全な運営を行うとともに、市民の健康寿命の延伸を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
特定健康診査受診率	40 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査を受診した者の割合	37.3%	38.7%	65%
後期高齢者健康診査受診率	75 歳からの後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健康診査を受診した者の割合	34.8%	31.3%	45%

主な取組

1 救急医療対策の推進

市民が安全で安心できる医療体制の一環として、休日夜間などの救急医療体制を確保するため、西三河北部医療圏の構成市（みよし市、豊田市）で救急医療対策を行います。

2 医療保険制度の健全な運営と健康寿命の延伸の推進

医療保険制度の健全な運営を図るとともに、感染症などの拡大防止に努めることで、常に安心して受診できる体制を構築し、特定健康診査などの受診率や特定保健指導の参加率を上げることで、国民健康保険被保険者や後期高齢者医療保険被保険者の健康寿命の延伸を図ります。

さらに、遠隔医療システムや AI（人工知能）などの ICT※を活用した新しい医療保険制度の推進に努めます。

市民の役割

日常生活の中で自ら健康管理に心掛け、特定健康診査や特定保健指導を受けることにより、生活習慣病や循環器疾患の予防・改善を図り、健康寿命の延伸に努めます。

関連計画等：第 3 期国民健康保険データヘルス計画（令和 6(2024)年度から令和 11(2029)年度まで）
第 4 期特定健康診査等実施計画（令和 6(2024)年度から令和 11(2029)年度まで）

用語解説：※ ICT…「Information and Communication Technology」の略語で、情報通信技術を意味する。情報処理・情報通信分野の関連技術の総称のこと。

基本目標 2 健康で生き生きと暮らせるまち

生き生き

取組方針 2 生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう

取組分野② 健康づくり

現状と課題

健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸および健康格差の縮小を実現することが求められています。

社会が多様化することや、人生100年時代が本格的に到来することを踏まえれば、高齢期に至るまで健康を保持するためには、高齢者の健康を支えるだけでなく、若年期からの取り組みが重要です。

健康になれる環境づくりとして、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙をはじめとするさまざまな分野での取り組みが必要です。

取組分野のねらい

健康づくりを推進することで、市民一人一人が自分の健康に関心を持つとともに、市民の健康寿命の延伸を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
健康づくりに関する取り組みの市民満足度割合	「健康づくり」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	70.6%	72.8%	80%

主な取組

1 市民の健康づくりに対する動機づけ

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、運動を中心としたフレイル^{※1}予防教室やオーラルフレイル^{※2}に関する知識の普及啓発に努めます。また、自らが健康づくりを実践することにより、さまざまなサービスが受けられる「健康マイレージ事業」などを実施し、市民の疾病予防と健康寿命の延伸に対する意識向上を図ります。

2 市民との協働による健康づくり事業の推進

市民で構成される「ヘルスパートナー^{※3}」や「食生活健康推進委員会^{※4}」との協働により、「ウォーキング」や「棒体操教室」、「栄養教室」などを開催し、市民の普段からの運動習慣や健全な食生活の実践に対する意識向上を図ります。

市民の役割

自らの健康に対する関心と理解を深め、自発的に体を動かし、生涯にわたって健康の増進に努めます。

関連計画等：健康みよし2 1（第2次計画）（令和6(2024)年度見直し予定）
第4期みよし市地域福祉計画（令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成28(2016)年度から令和17(2035)年度まで）

用語解説：※1 フレイル…加齢とともに心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態なこと。
※2 オーラルフレイル…嚥んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えること。
※3 ヘルスパートナー…市主催の「ヘルスパートナー養成教室」を修了し、市民の生涯を通じた健康づくりを目標に活動を行っている、健康づくりボランティアのこと。
※4 食生活健康推進委員会…市主催の「食生活健康推進員養成教室」を修了し、地域住民の食生活の改善を行うとともに、食を通じて住民の健康増進に寄与することを目的に活動を行っている、食による健康づくりボランティアの組織のこと。

基本目標 2 健康で生き生きと暮らせるまち

生き生き

取組方針 2 生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう

取組分野③ スポーツ

現状と課題

スポーツには、地域の一体感や活力の醸成、青少年の健全育成、健康の増進など多様な効果があります。また、生涯にわたり、心身ともに健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠なものです。市民が身近なところでスポーツに親しみ「行う・観る・支える」の観点から、市民のニーズに応じたスポーツを気軽に楽しむことができる環境づくりが求められています。

そこで、本市では、こどもから高齢者、障がいの有無に関わらず、生涯にわたり運動習慣を身に付けることや、スポーツに触れ合う機会や場所の提供のため、スポーツ教室の開催や学校体育施設スポーツ開放事業の充実、レクリエーションスポーツの普及・啓発、スポーツ協会加盟競技団体やスポーツ少年団、カヌー協会、ウォーキング協会への支援・育成を図るほか、地域の中で気軽にスポーツに親しみることができるように、「総合型地域スポーツクラブ」に対して、継続的に支援を行っています。

今後は、小学校課外活動および中学校部活動の地域移行に伴い、スポーツ協会、カヌー協会、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体やスポーツ推進委員、民間企業におけるスポーツ経験者との連携により、指導者の育成・確保など、地域における受け入れ体制の拡充を進めます。また、市民が自主的に自身の適性・健康状態に応じてスポーツを継続的に行うことができるよう、スポーツ団体やスポーツ推進委員、地区スポーツ委員などが相互に連携しながらスポーツの振興に取り組み、あらゆる世代に対して生涯スポーツを通じた健康づくりの機会を広く提供するため、指導者やボランティアの育成に取り組むことが必要です。

取組分野のねらい

スポーツ活動の支援やスポーツ施設・設備の整備などを通して、地域や親子三世代がみんなで一緒にスポーツに親しむことのできる環境を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
スポーツ実施者の割合	週 1 回以上スポーツをする人の割合 ^(※)	49.6%	47.8%	65%

(※) 目標値は、文部科学省のスポーツ基本計画における目標値を使用しています。

主な取組

1 スポーツ活動の支援

こどもから高齢者、障がいの有無に関わらず、市民がスポーツに触れ合う機会や場を提供するため、スポーツ競技団体への支援やスポーツイベントの開催など、スポーツに関わる人への支援を行います。

2 総合型地域スポーツクラブの育成

健康づくりとスポーツ推進のため、こどもから高齢者まで気軽にスポーツに親しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」を支援し、クラブの育成に努めます。

3 スポーツ指導者の養成

スポーツ協会に所属する競技団体やスポーツ少年団、カヌー協会などのスポーツ団体の活性化や魅力の向上を図るため、指導技術の高い人材の確保や指導者の養成に努めます。

4 スポーツ施設・設備の整備

日常的にスポーツに親しむことができるように、三好公園総合体育館をはじめ、屋外体育施設や多目的広場などの運動公園施設と附属施設を整備し、適切な維持管理を行うことで、利用者が安心して利用できるように努めます。

5 部活動の地域移行

小学校課外活動および中学校部活動の地域移行に伴い、スポーツ協会、カヌー協会、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体やスポーツ推進委員、民間企業におけるスポーツ経験者との連携により、指導者の育成・確保など、地域における受け入れ体制の整備に努めます。

市民の役割

一人一人が自分に合ったスポーツを生涯にわたり生活の一部とすることで、生活の質の向上と健康でゆとりある生活を送るようにします。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度まで）
みよし市スポーツ推進計画（平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度まで）

基本目標 2 健康で生き生きと暮らせるまち

生き生き

取組方針 2 生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう

取組分野④ 生きがい・働きがい

現状と課題

高齢者の価値観や考え方、生活スタイルの多様化により、「いきいきクラブ」*やシルバー人材センターの会員数が減少傾向にあります。

一方で、高齢者が地域で活躍する機会をつくることが求められています。

高齢者の希望に応じた就労活動の斡旋、ボランティア活動および余暇活動の場の充実を図る必要があります。

取組分野のねらい

高齢者が魅力ある多様な活動ができるように支援することで、高齢者が生きがいを持って健康に暮らし続けられる環境づくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
生きがい・働きがいに関する取り組みの市民満足度割合	「生きがい・働きがい」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	76.0%	53.2%	82%

主な取組

1 高齢者が希望を持って働ける環境づくり

高齢者の希望に応じた幅広い職種を開拓するなど、シルバー人材センターの事業の充実・強化を図ります。

2 交流活動の場の充実

高齢者の自主的な組織である「いきいきクラブ」の活動を支援します。
また、多くの高齢者が、地域の人たちと交流できる環境づくりを支援します。

3 就労的支援活動の充実

高齢者個人の特性や希望にあった活動をコーディネートすることにより、社会参加などを支援します。

市民の役割

多くの高齢者が積極的に参加できる多様な地域活動を立ち上げ、地域で生きがいや働きがいを持って、健康に暮らせる環境づくりに努めます。

関連計画等：第4期みよし市地域福祉計画（令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成28(2016)年度から令和17(2035)年度まで）
第9期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画
（令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで）

用語解説：※ いきいきクラブ…生きがいを持って地域を豊かにする社会活動（奉仕活動・文化活動・スポーツ活動など）を通して、地域の発展に寄与することを目的とした、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織のこと。

基本目標 3

安全で安心して暮らせるまち

安全安心

- 「公助」としての総合的な防災・減災対策が進み、大地震や集中豪雨など自然災害に強いまちを目指します。
- 地域における「自助」「近助」「共助（互助）」の取り組みが進み、市民の防火意識・防災意識が高まり、地域防災力が向上したまちを目指します。
- 交通事故や犯罪などの危険が少ないまちを目指します。

取組方針 1 地域で支え合い、災害に強いまちをつくろう

災害に対して、公助としての総合的な防災・減災対策とともに、市民の自助・近助・共助（互助）の意識の醸成と地域防災力を高めるための取り組みを進めていきます。
火災の対応、防災に向けた消防体制の充実を推進します。

取組分野	①防災・減災	P29
	②消防	P30

写真

写真や市民アンケート結果

取組方針 2 交通事故や犯罪のないまちをつくろう

市民と行政が連携して、交通安全意識の向上や交通環境の整備、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進します。

取組分野	①交通安全	P31
	②防犯	P32

写真

写真や市民アンケート結果



基本目標 3 安全で安心して暮らせるまち

安全安心

取組方針 1 地域で支え合い、災害に強いまちをつくろう

取組分野① 防災・減災

現状と課題

南海トラフを震源とする東海地震・東南海地震・南海地震など（南海トラフ巨大地震）の被害予測調査が国により実施され、被害予測が公表されています。南海トラフ巨大地震の被害想定や近年の異常気象による突発的な集中豪雨や台風がもたらす大雨による風水害が多く発生していることから、本市の避難所環境の整備、災害対策本部機能の充実、災害時の対応を強化する必要があります。

災害時の被害情報や避難所情報、交通情報などの迅速な市民への周知が求められるとともに、地域防災力強化のため、自主防災組織やボランティア団体の活動に対する継続的な支援と連携が必要です。

市民一人一人（家族）の防災行動計画である「マイ・タイムライン」を作成するためのガイドブックを全戸配布し、自らの命や家族を守るための支援や災害に対する危機意識の向上を図っています。

公共施設の耐震化は概ね完了していますが、今後は非構造部材の耐震化^{※1}を進める必要があります。また、市が指定する緊急輸送道路沿いの、通行障害既存不適格建築物^{※2}の耐震化を促進する必要があります。

取組分野のねらい

自分の身は自分で守るという「自助」、顔の見える近くの人で助け合う「近助」、地域の人で助け合い、支え合う「共助（互助）」の意識を醸成することにより、地域防災力を高めるとともに、「公助」としての総合的な防災・減災対策を進めることで、災害に強いまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
防災訓練への参加率	コミュニティ地区や公共施設などで実施される防災訓練への参加率	17.4%	16.8%	25%

主な取組

1 災害時の対応連携強化

防災訓練の共同実施などにより企業や自主防災組織など、関係団体と顔の見える関係を構築し、連携体制を強化します。

災害対策本部訓練を実施し、大規模災害時における迅速な災害対応および災害情報の円滑な伝達手段を確立します。

2 地域防災力の充実強化

防災訓練の共同実施や防災に関するイベント、講座の開催を通して、近助による助け合いの周知啓発や共助の中心的役割を果たす自主防災組織やボランティア団体への支援を行い、地域における防災・減災意識の向上を促進します。

3 災害発生時に備えた対策の推進

災害発生時における避難所の機能向上、必要となる資機材の整備、食料品の備蓄や災害時要配慮者^{※3}の個別避難計画の策定の推進などを図るとともに、各種災害に対応するための施設整備を計画的に進めます。

4 公共施設の非構造部材の耐震化と通行障害既存不適格建築物の耐震化促進

天井落下や窓ガラスの飛散防止などのため、公共施設の非構造部材の耐震化を促進します。また、地震発生時に支援物資の運搬障害とならないように、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を促進します。

市民の役割

防災訓練や防災に関するイベント、講座などの参加を通して、普段から自分の身は自分で守るという「自助」、顔の見える近くの人で助け合う「近助」、地域の人で助け合い、支え合う「共助（互助）」の心構えや意識を高めます。自主防災会への関わりを深め、地域防災力の向上に貢献します。

防災マップの確認やマイ・タイムラインの作成などを通して、自らの命や家族を守るために家庭でできる防災対策を実施します。

また、自己の住宅や所有する建物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震のための改修を行います。

関連計画等：みよし市地域防災計画（毎年度見直し）

- みよし市水防計画
- みよし市国民保護計画
- みよし市業務継続計画（BCP）
- みよし市建築物耐震改修促進計画（令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで）
- 第3次みよし市大規模地震等対策アクションプラン（令和6(2024)年度見直し予定）
- 各関係機関との災害時応援協定（自治体、公的機関、民間機関）

- 用語解説**：
- ※1 非構造部材の耐震化…天井落下や窓ガラスの飛散防止対策のこと。
 - ※2 通行障害既存不適格建築物…昭和56(1981)年5月31日以前に着工した建築物で、建築物の高さが緊急輸送道路幅員の2分の1を超えるもののこと。
 - ※3 災害時要配慮者…高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの自ら避難することが難しく、特に配慮を要する人のこと。

基本目標 3 安全で安心して暮らせるまち

安全安心

取組方針 1 地域で支え合い、災害に強いまちをつくろう

取組分野② 消防

現状と課題

本市の消防体制は、常備消防機関として、本市、日進市、東郷町、豊明市、長久手市の 4 市 1 町で尾三消防組合を組織しています。市内には福谷町にみよし消防署、明知町に南出張所が配置されています。

また、非常備消防機関として市内 13 の地域分団、女性消防団、機能別分団で消防団を組織しています。

近年の火災発生件数は横ばい傾向にありますが、異常気象による突発的な集中豪雨や台風がもたらす大雨による風水害や大規模地震の発生が危惧されている昨今、非常備の消防組織で地域の住民からなる消防団員数の減少が全国的な課題となっています。

地域における防災活動の担い手である消防団員の確保のためにも、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、消防団員などによる防災教育の実施など、消防団活動の充実強化が必要です。

取組分野のねらい

消防体制が充実するとともに、地域の消防力が高まり、安心して暮らすことができるまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
市内での火災出動件数	1 年間の市内での火災出動件数	24 件	18 件	16 件以下

主な取組

1 消防団への加入促進

消防団活動に対し、積極的に協力をする消防団協力事業所や、消防団員とその家族に対し、割引サービスなどのサービスを提供する消防団応援の店を増強することにより、消防団への加入を促進します。

2 消防団装備の充実

消防団が地域防災の要として活動できるよう、必要に応じ、装備品を整備します。

3 消防団員の処遇改善

消防団員がより活動しやすい環境を整えるため、福祉事業などの処遇について改善を図ります。

4 火災予防運動の実施

一般家庭への防火訪問、火災予防週間での街頭啓発活動、防火パトロールを実施し、防火意識の普及啓発を図ります。

5 消防団活動の周知啓発

SNS※を活用して消防団活動を市民へ PR します。

6 防災教育の実施

消防団員などによる防災教育を実施し、多様化する災害に対する知識の向上や災害意識の向上を図ります。

市民の役割

一人一人が自らを守り、家庭の安全を確保し、「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、各自が自発的に火災予防に取り組み、防火意識を高めます。

用語解説 : ※ SNS…「Social Networking Service (Site)」の略語で、人と人との交流を手助けし、促進するためのインターネット上のサービスのこと。

基本目標 3 安全で安心して暮らせるまち

安全安心

取組方針 2 交通事故や犯罪のないまちをつくろう

取組分野① 交通安全

現状と課題

本市は、人の移動や産業、物流の手段として、自動車に依存する割合が高い地域であり、市内における交通死亡事故者数は少ないものの、愛知県全体では全国でも高い状況にあります。また、高齢者が関連する交通事故件数も上昇傾向にあります。

こうした地域特性や社会情勢の中、交通事故を抑止し、市民が交通事故の被害者や加害者とならないために、啓発活動などにより、交通安全意識を常に持っていただくことや、交差点・通学路などの道路環境や歩道などに設置されている交通安全施設の点検・整備をする必要があります。

愛知県豊田警察署と連携して交通ルールの順守や交通マナーの向上を図るとともに、こどもから高齢者まで交通事故減少のための幅広いPR活動を継続して実施する必要があります。

取組分野のねらい

市民や事業所などが警察署・行政と連携して、交通安全意識の向上を図る取り組みにより、交通事故の少ない、安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
市内での人身交通事故件数	1年間の市内での人身交通事故件数	277件	137件	137件以下

主な取組

1 交通安全に対する意識の向上

交通安全運動期間中に警察や交通委員、交通安全推進員、市民などと街頭啓発活動を行い、交通安全に対する意識の向上を図ります。

2 交通安全教室の開催

保育園・幼稚園児、小中学生に対し、交通ルールの徹底などの交通安全教室を実施します。高齢者に対し、運転技能のチェックを含めた交通安全教室を実施します。

3 交通安全施設の整備

人にやさしく、快適な道路環境を目指すとともに、歩行者の安全確保のための市道の歩車道境界ブロックやガードパイプ、ガードレールの整備、夜間の交通事故防止のための道路照明灯などの道路環境の整備を促進します。

また、横断者安全明示装置※などを利用し、横断歩道での減速義務や停止義務を認識させることにより、横断歩道における事故防止を図ります。

4 交通安全のための環境づくり

自転車乗車時におけるヘルメット着用が全世代で普及するよう、ヘルメット着用の徹底啓発など、ヘルメット着用が当たり前となる環境づくりを進めます。

市民の役割

一人一人が、交通事故の被害者にも加害者にもならないように、交通安全意識を高め、交通ルールを守ります。「自分の身は自分で守る」という意識のもと、地域での立哨活動などに参加します。

関連計画等：みよし市交通安全計画（令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで）

用語解説：※ 横断者安全明示装置…歩行者がボタンを押すことによりLED灯を点滅させ、運転手に横断する意思を示すことができる装置のこと。

基本目標 3 安全で安心して暮らせるまち

安全安心

取組方針 2 交通事故や犯罪のないまちをつくろう

取組分野② 防犯

現状と課題

市内での犯罪発生件数は、減少傾向にあります。住宅侵入盗や車両盗、車上狙いが後を絶ちません。また、近年では自転車盗の件数が増加しています。

さらに、全国的には情報技術の発展に伴い、インターネット詐欺や SNS*を通じた犯罪など、犯罪の多様化が進んでいます。

犯罪を撲滅するには、自主防犯パトロール隊など地域の人的資源を生かす必要がありますが、地域の自主防犯パトロール隊は、人員確保と高齢化が課題となっています。児童生徒の登下校の見守り活動、巡回パトロール、住宅侵入盗防犯対策診断などをはじめ、地域ぐるみの防犯活動に対する支援が引き続き必要です。

また、全国的にはこどもの連れ去りなどこどもが犠牲になる犯罪も発生しており、各小学校での体験型防犯教室の開催など、こどもに対する防犯教育にさらに力を注ぐ必要があります。

社会情勢の変化により、近年、高度化・多様化する消費者被害の相談に適切に対応できるように、平成 29(2017)年 11 月に開設以降、徐々に拡充してきたみよし市消費生活センターの業務の維持継続が求められています。

取組分野のねらい

市民と行政が協働し、犯罪のない、犯罪に遭わない安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
市内での犯罪発生件数	1 年間の市内での犯罪発生件数	544 件	334 件	334 件 以下

主な取組

1 こどもたちへの安全対策の推進

小学校での防犯教室や防犯ワークショップを開催します。

2 防犯灯、防犯カメラの設置支援

各行政区からの要望により、防犯灯や防犯カメラの設置支援を行います。
また、家庭用防犯カメラの設置支援を行うことで、地域の防犯力の向上を図ります。

3 地域の防犯力の向上

防犯パトロール活動の充実や地域間の連携促進、不審者情報などの発信を行います。

4 消費生活被害防止の PR

消費生活相談の体制充実により、市民の消費に関する防犯意識の高揚を図り、高度化・多様化する消費者被害の未然防止と早期解決を図ります。

市民の役割

一人一人が、防犯意識を高め、「自分の身は自分で守る」という意識のもと、わが身、わが家の防犯対策を実施します。行政などと情報交換や意見交換を行いながら地域での見守りや防犯パトロールなどに参加します。

関連計画等：第 5 次みよし市防犯活動行動計画（令和 5(2023)年度から令和 7(2025)年度まで）

用語解説：※ SNS…「Social Networking Service (Site)」の略語で、人と人との交流を手助けし、促進するためのインターネット上のサービスのこと。

基本目標 4

魅力と活力があふれるまち

魅力

- 活力のある豊かな産業が伸びるまちを目指します。
- 買い物や外食が楽しめる場所が増えるとともに、地域の魅力が高まり、たくさんの人でにぎわうまちを目指します。
- 地域活動が活発化するとともに、地域間の交流も盛んなまちを目指します。

取組方針 1 工業のさらなる成長を支えよう

市内経済の活性化のため、既存企業への支援や新規企業の誘致を推進します。

取組分野 ①工業 P34

写真

取組方針 2 まちのにぎわいや魅力を生み出そう

商業の活性化のため、既存商業店舗の支援や新規創業者の支援を行います。観光資源を活用した本市の魅力向上と魅力発信の強化を進めます。

さらに、地域活動の活性化や地域間交流の促進のため、行政区や地区コミュニティ推進協議会の自主的・主体的な活動と、市民活動団体やNPOなどの公益活動に対するさまざまな支援や拠点整備を推進します。

取組分野 ①商業 P35
②観光・魅力発信 P36
③地域活力 P37

写真

取組方針 3 地域の農業と多面的機能を持つ農地を守り、次代につなげよう

農業の継承・発展のための農業支援事業の充実・強化を進めるとともに、市民全体での地産地消と食育の推進を行います。

取組分野 ①農業 P38
②地産地消 P39

写真

写真や市民アンケート結果

基本目標 4 魅力と活力があふれるまち

魅力

取組方針 1 工業のさらなる成長を支えよう

取組分野① 工業

現状と課題

本市の工業は、輸送機器産業をはじめとする大規模工場の進出に伴い順調な発展を遂げてきました。産業構造は製造業の占める割合が高く、高い生産性を有していますが、社会経済状況や為替変動などに影響されやすいという一面も持っています。

企業誘致の現状として、令和4(2022)年度に福田池下地区工業団地造成事業により福田池下地区工業団地造成工事が完了し、製造系の企業 2 社を誘致することができました。また、その内の 1 社については令和4(2022)年10月から一部稼働を開始しています。

今後も安定した財源を確保し、健全で安定した財政運営を推進するためには、既存産業の活力の向上を図るとともに、名古屋市と豊田市の中間に位置する地理的優位性、東名三好インターチェンジや一般国道 153 号に見られる物流の利便性を生かした、新たな業種を含めた企業立地の推進による地域経済の発展や雇用の創出が必要です。

また、中小企業と小規模企業は地域経済に密着し、地域内の経済循環の主要な担い手としての役割を果たすとともに、地域社会における雇用機会の創出の面でも重要な役割を果たすことから、中小企業と小規模企業の振興を支援することが求められています。

取組分野のねらい

既存企業への支援により市外への流出抑制を図り、また、新規企業誘致の推進により雇用創出効果をもたらす、市内経済の活性化を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
工業系用途地域の面積	工業系用途地域の面積	403.0ha	416ha	420ha

主な取組

1 企業誘致の推進

地域環境に配慮し、付加価値の高い新たな産業や先端産業の企業の誘致に努めます。

2 中小企業・小規模企業を支援する環境づくり

商工会や産業経済団体、金融機関などと連携・協力し、中小企業と小規模企業に対する支援体制を整備し、DX※をはじめとする地域の工業の活性化に寄与する環境づくりを進めます。

3 資金調達の円滑化

小規模企業の事業経営に必要な設備投資や運転資金などについて、金融機関などと連携・協力し支援します。

市民の役割

事業者は自主的な努力により事業活動を活発化させ、地域社会の発展や市民生活の向上に果たす自らの役割の重要性を理解します。

また、経営基盤の強化を図るとともに、環境の保全、雇用の確保に努めます。

関連計画等：みよし市まちづくり基本計画（令和2(2020)年度から令和11(2029)年度まで）

用語解説：※ DX…「Digital Transformation」の略語で、最新のデジタル技術やデータを活用して、生活やビジネスをより豊かに変革させること。

基本目標 4 魅力と活力があふれるまち

魅力

取組方針 2 まちのにぎわいや魅力を生み出そう

取組分野① 商業

現状と課題

本市の商業の核として平成 12(2000)年 10 月にアイ・モール・イオン三好店（現イオン三好ショッピングセンター）が開店しました。その他にも、東名三好インターチェンジ周辺における大型店の出店などにより、商品販売額や従業員数が大幅に増加しました。

しかし、近年では本市周辺に大型商業施設が開店したことから、本市の商業施設の集客減少が懸念されており、商業拠点とその周辺でのさらなる魅力空間の創出が求められています。

また、交通結節点である駅周辺地区は、人々の交流や暮らしの上で必要となる生活利便施設の立地誘導を図り、活力ある駅前拠点の形成を図る必要があります。

市内では、飲食チェーン店やコンビニエンスストアなどの進出が見られる一方、小規模で市民に身近な既存商店などは、経営者の高齢化や後継者不足などにより減少傾向にあり、後継者の育成と魅力ある商店づくりへの支援が求められています。

今後、本市全体の商業の活性化を図るには、商業者が協力してにぎわいや活力のある商業環境をつくり出すことが必要です。

取組分野のねらい

既存商業店舗の経営の安定を図るとともに、新規創業者の支援を行うことなどにより商業の活性化を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
商業に関する取り組みの市民満足度割合	「商業」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	36.1%	40.5%	42%

主な取組

1 中小企業・小規模企業を支援する環境づくり

商工会や産業経済団体、金融機関などと連携・協力し、中小企業と小規模企業に対する支援体制を整備し、DX※をはじめとする地域の商業の活性化に寄与する環境づくりを進めます。

2 資金調達の円滑化

小規模企業の事業経営に必要な設備投資や運転資金などについて、金融機関などと連携・協力し支援します。

3 創業の促進

創業しやすい環境を整え、商工会や金融機関などと連携・協力し、創業者を支援します。

市民の役割

事業者は地域社会の発展や市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、店舗や事業の魅力づくりと拡大に努め、市民は地元店舗や事業所を積極的に利用するように努めます。

用語解説 : ※ DX…「Digital Transformation」の略語で、最新のデジタル技術やデータを活用して、生活やビジネスをより豊かに変革させること。

基本目標 4 魅力と活力があふれるまち

魅力

取組方針 2 まちのにぎわいや魅力を生み出そう

取組分野② 観光・魅力発信

現状と課題

本市の三大夏まつりである「三好池まつり」、「三好いいじゃんまつり」、「三好大提灯まつり」は夏の風物詩として定着してきました。「三好池まつり」では401個の提灯がともされた7艘の舟や、湖面に放たれる半円の花火が幻想的な世界にいざない、「三好いいじゃんまつり」ではこどもから高齢者まで、さまざまな年代の方が一緒に踊り、交流を深めています。「三好大提灯まつり」では平成29(2017)年8月に大提灯3基のうちの1基が「世界最大の吊り下げ提灯」として認定されました。

平成29(2017)年には名古屋グランパスと相互支援協定を締結し、名古屋グランパスのホームタウンとして、市内街路灯にバナーを設置するなど、名古屋グランパスと協働して市を盛り上げています。

また、市の魅力を紹介するPR動画、ガイドブックや産直マップを作成するなど、シティプロモーション事業にも力を入れて取り組んでいます。

本市は適度な気候と肥沃な土地に恵まれ、柿・梨・ぶどうが特産品として有名で、多くの方が実りの季節を心待ちにしています。

他にも、市内には日本三大窯の一つである猿投窯の窯跡や市指定文化財に指定した明治時代末期の建築物である石川家住宅、徳川四天王の一人である酒井忠次らが織田勢の攻撃を防いだと伝えられる福谷城跡などの歴史的資源があります。街角を彩る彫刻作品も数多く設置されており、さまざまな分野で本市の魅力を発信できる観光資源が存在しています。

このような本市のブランド力を強化し、魅力を市内だけではなく、市外にも発信することにより本市のまちの魅力を高めることが必要です。

取組分野のねらい

観光資源を活用し、本市の魅力を向上させるとともに、観光情報を発信することにより、観光客数の増加を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
観光客数	観光施設や観光的イベント 来訪者の人数の合計	171,588人	166,592人	172,500人

主な取組

1 魅力あるまつりの開催

毎年開催される三大夏まつりの魅力を市内外に向けて発信するとともに、幅広い市民の参加を促進するため、まつりの開催への支援を行います。

2 観光情報の発信力強化

市民が本市の歴史や文化を知ることや、市外からの積極的な観光客の誘客を促進するため、観光資源のプロモーション映像の活用などにより、観光情報発信力の強化に努めます。

市民の役割

本市の魅力を再認識し、市内外に情報発信するとともに、自らもみよしに愛着を持ち、まつりやイベントに参加し交流を深めます。

基本目標 4 魅力と活力があふれるまち

魅力

取組方針 2 まちのにぎわいや魅力を生み出そう

取組分野③ 地域活力

現状と課題

本市には 25 の行政区があり、住民にとって一番近い自治組織として、それぞれ区長を中心に住民の生活などにおける地域課題に対応する活動を展開しています。

市は、区長会の開催および区長協議会の運営支援を行い、市と行政区との間の情報共有はもとより、行政区同士での意見交換などの場として活用していただくことで、市と行政区が協働のもとに、住みよいまちづくりを進めていくための環境整備を行っています。

一方で、行政区によっては、高齢化の進行や定年延長に伴い、役員の後継者不足や特定の年齢層を主体とする団体活動を維持していくことが困難になりつつあるなど、さまざまな課題を抱えています。こうした課題を解決するための支援策として「がんばる地域応援補助金」や一括交付金の交付、行政区や小学校区単位で構成された 8 つの地区コミュニティ推進協議会や市民活動団体が主体的および自発的なまちづくりに取り組めるよう新規の公益活動の支援を行っています。

しかし、行政区の運営に対するさらなる支援や、地区コミュニティ推進協議会を構成する行政区間のつながりや連帯感をより高めていく必要があるとの意見もあり、今後は、行政区を単位とした活動を基本としながらも、地区コミュニティ推進協議会が行政区の枠を超えたスケールメリットを生かした活動をより積極的に行えるような環境を整えていく必要があります。

取組分野のねらい

行政区や地区コミュニティ推進協議会がそれぞれの役割に基づいて自主的かつ主体的に活動することができ、また、市民活動団体や NPO※などが公益活動を展開しやすい社会の実現を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
地区コミュニティ活動への参加者数	各地区コミュニティ活動に参加した人数の合計	7,186 人	8,101 人	9,000 人

主な取組

1 行政区と地区コミュニティ推進協議会への支援

行政区と地区コミュニティ推進協議会の実情や特性に柔軟に対応できる一括交付金制度の活用により、行政区などの自主性、主体性を一層高めるとともに、行政区と地区コミュニティ推進協議会がそれぞれの役割に応じて、より積極的な活動ができるように、区長会などを通じ必要な情報提供や相談の実施などの支援を行います。

2 市民団体などによる自主的な地域課題解決への支援

地域課題を解決するために行政区や地区コミュニティ推進協議会、市民活動団体が連携、協力し、主体的、自発的なまちづくりに取り組む公益活動を支援することを目的とした「がんばる地域応援補助金」制度の利活用を促進します。

3 地区拠点施設の有効活用

市民の自主的な活動による地域活性化を推進するため、行政区の枠を超えた地域住民の交流や公益的な市民活動の拠点となる地区拠点施設（おかよし交流センター、みなよし地区拠点施設）の有効活用を促進します。

市民の役割

まちづくりの主役であることを自覚し、地域政策の立案などに積極的に参画し、自らの発言や行動に責任を持ちます。

関連計画等：みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成 28(2016)年度から令和 17(2035)年度まで）

用語解説：※ NPO…「Non Profit Organization」の略語で、民間非営利組織を意味する。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。



基本目標 4 魅力と活力があふれるまち

魅力

取組方針 3 地域の農業と多面的機能を持つ農地を守り、次代につなげよう

取組分野① 農業

現状と課題

本市は、都市化の進展とともに専業農家の数は年々減少し、農業以外の収入が多い兼業農家が増加しました。そのため、小規模経営の農家を中心に農業従事者の高齢化や農業後継者不足、担い手不足といった問題が深刻化しています。担い手の確保や新規就農者の育成・支援が求められる中、本市では農地の保全と効率的で安定的な農業を育むため、担い手農家への農地の集積・集約化の促進などにより耕作放棄地の予防に取り組んでいます。

特に、近年の畑地帯では、小規模経営、担い手不足と高齢化、農産物の輸入自由化の影響などにより畑作経営環境は悪化しています。耕作放棄地が増加する傾向にあり、畑作の振興を図る上で大きな支障となっており、農地の集積・集約化による経営規模拡大、農産物のブランド化、農業の6次産業化^{*1}の促進や鳥獣類による農作物被害防止が重要な課題となっています。

農業の安定的発展を図るためには、経営規模の拡大や生産性の向上などとともに、担い手への農地の集約化に向けて、借地などにより農地利用の流動化を促進させることや、農業の省力化に向けて、ドローンによる農薬散布など農業のICT^{*2}化を推進することが必要です。

また、農地は食料を生産するという基本的な機能のほか、自然環境の保全や洪水などを防ぐ防災機能、美しい風景の形成など、多面的な機能があります。農地は農家のみならず全市民の財産と受け止め、市内で生産される安全で安心な農産物の消費につなげるとともに、広く市民が農業に親しみ、農業に対する理解を促進するため、余暇を利用した農業体験や就農の機会の提供など、市民全体での取り組みが必要です。

取組分野のねらい

農業の継承・発展、遊休農地の解消、担い手の育成・確保、担い手への農地の集積・集約化、新規就農者への支援などにより、農地の保全と安定的な農業経営を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
担い手農家の経営耕地面積	認定農業者 ^{*3} の経営面積	257ha	274ha	300ha

主な取組

1 農業支援の推進

農業経営の安定や農家所得の向上、地域農業の活性化を図るため、担い手農家の育成や農業用機械の購入、スマート農業^{*4}導入費用などの支援をします。

「さんさんの郷」で、余暇を利用した貸し農園での農業体験や「援農ネットみよし」事業での新規に農業をしてみたいという市民などへの農業研修など各種農業支援事業の充実・強化に努めます。

2 農業経営基盤の強化

農業経営規模拡大による農業経営基盤の強化に努め、地域農業の担い手に対する農地の集積・集約化を行います。

3 農業用水供給などの支援

農業生産基盤施設の機能保全や営農環境の保全を図るため、農業用水施設の維持管理と計画的な農業用水供給の支援をします。

4 未来型産業などの支援

本市の発展や地域の活性化につながるように、6次産業化などの農業を生かした新しい経営形態に対応した支援を行います。

市民の役割

農地は農産物を生産する場だけでなく、多面的な機能を有するものであることを認識し、市民も農地の保全に対する協力や環境負荷が少ない安全な地元の農産物を消費するように心掛けます。

関連計画等：みよし市ため池保全計画（平成21(2009)年3月から）
 田園環境整備マスタープラン（平成19(2007)年10月から）
 みよし市農業振興地域整備計画（令和元(2019)年度から）
 人・農地プラン（平成24(2012)年度から）
 地域計画（人・農地プラン）（令和7(2025)年度策定予定）

用語解説： ※1 6次産業化…農林水産業者が生産（1次）、加工（2次）、販売（3次）まで一体的に取り組んだり、2次、3次業者と連携して新商品やサービスを生みだしたりすること。
 ※2 ICT…「Information and Communication Technology」の略語で、情報通信技術を意味する。情報処理・情報通信分野の関連技術の総称のこと。
 ※3 認定農業者…農業経営基盤強化促進法の規定により、県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）のこと。
 ※4 スマート農業…ロボット、AI(Artificial Intelligence (人工知能))、IoT (Internet of Things (モノのインターネット)) など先端技術を活用する農業のこと。

基本目標 4 魅力と活力があふれるまち

魅力

取組方針 3 地域の農業と多面的機能を持つ農地を守り、次代につなげよう

取組分野② 地産地消^{※1}

現状と課題

近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向が高まる中、消費者と生産者の「顔が見え、話ができる」関係で、地元の食品を購入できる「地産地消」への期待が高まっています。

地産地消には、消費者と生産者の結びつきを強くするほか、身近な食べ物を消費することは、輸送にかかるエネルギーの節約など環境にも優しい取り組みであるとともに、地元の農産物を地元で販売・消費することは地域の活性化にもつながるといった効果が期待されます。

本市では、学校給食でのみよし産農畜産物の利用や、軽トラックを利用した産直野菜などの販売イベント「ぶらり・軽トラ☆マルシェ」や「産業フェスタみよし」の開催など地産地消を推進する取り組みを実施しています。

また、減農薬・減化学肥料による稲作の試験栽培に取り組むことで環境保全型農業^{※2}の普及を目指しています。環境保全型農業は消費者が求める安全・安心な農産物の生産につながり、それを地元で消費するという地産地消サイクルの構築につながります。

食べることは生きることであり、「食」は私たちの暮らしの中心であり、なくてはならないものです。さまざまな経験を通して食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるように、市民一人一人が食育に関心を持つことが重要です。

本市では、食を通じた人づくり・健康づくり・環境づくりを推進するため、食育に関する講座（教室）や体験学習、PR活動などを推進することで、食育という言葉の認知度の向上と食育の大切さを広め、食育を実践する市民を増やす取り組みを進めています。

自ら「食」を見つめ直し、地域の行事や継承されてきた食文化を理解し、さらには、食を通して健康で心豊かに生きられる人を育て、安全で無駄のない食の環境づくりが重要です。市内で生産される安全で安心な農畜産物などを消費者に直接販売する「産地直売」の促進やイベントなどを通じた地産地消の推進と食育の推進について市民全体での取り組みが必要です。

取組分野のねらい

市民一人一人が食の大切さを見直し、食育に関心を持ち、地産地消によりみよし産の農畜産物などを購入したり、食べたりできる環境づくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
食育の普及に関する事業・活動数	食育に関する講座（教室）や体験学習、PR 活動などの事業・活動数	102 事業	92 事業	120 事業

主な取組

1 地産地消の推進

地域で生産された農畜産物の地域内での消費を拡大するため、地元産の新鮮な農畜産物を消費者に直接販売する「産地直売」を推進します。

また、「ぶらり・軽トラ☆マルシェ」や「産業フェスタみよし」などのイベントを通して、地産地消の促進に努めます。

2 食育の推進

食を通して健康な体をつくり、豊かな心を育み、環境に優しい暮らしを築くため、家庭・学校・地域などで食育を推進します。

市民の役割

一人一人が食育に関心を持ち、みよし産の農畜産物を積極的に購入し、地産地消に努めます。

関連計画等：第4次みよし市食育推進計画（令和6(2024)年度から令和10(2028)年度まで）

用語解説：※1 地産地消…地域生産・地域消費の略語のこと。
 ※2 環境保全型農業…化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

基本目標5

自然環境

自然環境を守り未来へつなぐまち

- 里山や田園、公園など生活の身近な所で「緑」に親しめるまちを目指します。
- 地域の清掃や環境美化活動が推進される美しいまちを目指します。
- 将来の世代も安心して暮らせる社会をつくるため、ゼロカーボンシティの実現を目指します。
- 市民にリサイクル意識などの自然環境を大切にする心が育まれるまちを目指します。

取組方針1 緑を守り育て、まちを美しくしよう

緑豊かなうるおいのある美しいまちとなるように、緑豊かな景観の創出や緑の保全などに向けた取り組みを進めます。

ごみの減量と資源化に取り組み、市民の環境美化に対する意識の高揚を図ります。

取組分野	①緑のまちづくり	P41
	②環境美化	P42

写真

写真や市民アンケート結果

取組方針2 環境にやさしいまちにしよう

ゼロカーボンシティの実現を目指して、再生可能エネルギーなど効果的なエネルギーの利用を推進します。市民のリサイクル意識を高め、資源の再利用や再資源化を進めます。

取組分野	①地球環境の保全	P43
	②循環型社会	P44

写真

写真や市民アンケート結果

基本目標 5 自然環境を守り未来へつなぐまち

自然環境

取組方針 1 緑を守り育て、まちを美しくしよう

取組分野① 緑のまちづくり

現状と課題

本市では、土地区画整理事業など都市基盤の整備によるまちの発展とともに、市民のレクリエーションや憩いの場となる公園・緑地の整備を積極的に進めてきました。しかし、都市化の進展とともに開発事業による山林の伐採や農地の転用が進み、緑豊かな里山^{※1}や農地が減少しているため、緑地景観の保全が求められています。

令和4(2022)年度に実施した市民アンケートでは、本市の住みやすい理由として「自然環境が良い」、「住環境が良い」という回答が上位を占めており、今後も、この緑豊かなまちを後世へ継承するために、残された緑地を保全し、緑豊かな空間づくりを進めるとともに、一層の緑化(花)の推進を図ることが重要です。

今後は、新たな公園緑地を創出するとともに、緑化施設^{※2}の老朽化への対応、公共施設や民有地緑化の推進と、里山や整備済みの緑の継続的な維持管理が必要です。また、緑化による環境美化の推進や景観形成の一層の展開と、市民参加による公園づくりや維持管理活動が継続できるようにさらなる支援が必要です。

取組分野のねらい

「みどりと景観計画」に基づき事業を進め、市民が日常生活の中で緑を目にし、緑に囲まれた健康で快適な暮らしを維持できるような、緑豊かなうらおいのある美しいまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
市民一人あたりの都市公園面積	市民一人あたりの公園の供用面積	14.59 m ²	16.43 m ²	16.43 m ²

主な取組

1 緑化景観の創出

緑豊かなまちなみ景観を創出するため、公共施設や民間施設の緑化を推進します。また、緑の募金などを原資として緑と花の推進委員会による緑花の推進、花苗を地域に配布することで公共空間での緑花を推進し、近年の住宅事情に即した記念樹の配布や緑化推進事業の活用により民有地の緑化を推進します。

2 緑地の保全

市内に残る鎮守の森や里山などを「緑化指定地区^{※3}」などに指定することで、緑の資源の保全を図ります。

3 公園・緑地の維持管理

公園・緑地の魅力や安全性を向上するため、地域の特性に応じた維持管理を行います。

4 公園・緑地の整備促進

緑豊かなうらおいのあるまちづくりを進めるため、「みどりと景観計画」に基づき、計画的に公園・緑地を整備します。

市民の役割

公園や自宅などの身近な花や樹木を大切にし、緑のまちづくりに自発的に参加し、その保全と活用に努めます。

関連計画等：みどりと景観計画（令和6(2024)年度から令和15(2033)年度まで）
第2次みよし市環境基本計画（令和3(2021)年度から令和12(2030)年度まで）
みよし市地域森林計画（令和3(2021)年度から令和12(2030)年度まで）

用語解説：※1 里山…集落の近くにあつて、人々の生活と関わりの深い森林のこと。
※2 緑化施設…樹木や芝、花壇、自然的な水流や池、これらと一体となった園路などの施設のこと。
※3 緑化指定地区…自然環境を保護するため、民有地の緑地を市が指定した地区のこと。

基本目標 5 自然環境を守り未来へつなぐまち

自然環境

取組方針 1 緑を守り育て、まちを美しくしよう

取組分野② 環境美化

現状と課題

市民 1 日 1 人当たりのごみの排出量は、年度により多少の増減が見られるもののゆるやかな減少傾向にありますが、さらなるごみの減量化に努める必要があります。また、生活様式の変化によりごみの質が多様化しており、分別の徹底が求められています。こうした状況に対応するため、一般家庭から出されるごみの収集は週 2 回の燃やすごみ、月 2 回の金属ごみ、月 1 回の陶磁器・ガラスごみ、月 1 回の資源回収を計画的に行ってきました。令和 2(2020)年度からは週 1 回のプラスチック製容器包装の回収を開始し、令和 5(2023)年度からは週 1 回のプラスチック製容器包装とプラスチック製品廃棄物の一括回収を開始することで、ごみの減量化と分別回収を推進しています。

収集されたごみの処理は、主に尾三衛生組合が運営する「東郷美化センター」と豊田市が運営する「グリーン・クリーンふじの丘」で処理しています。

本市の環境美化の取り組みとして、環境美化推進協議会と 25 の行政区から選出された環境美化指導員が連携して、地域で自主的に環境美化活動やパトロールなどの事業が展開されています。

こうした取り組みを進め、さらなる家庭ごみの減量化に取り組むことが必要です。

取組分野のねらい

ごみの減量化とごみの正しい分別を推進するとともに、地域・学校などでの環境美化に対する意識の向上を図り、美しいまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
1日1人当たりのごみ排出量(家庭系)	市民1日1人当たりの家庭系ごみの排出量(一般廃棄物実態調査)	526g	512g	480g 以下

主な取組

1 家庭ごみの発生抑制と分別の推進

ごみ処理に対する市民の理解を深め、家庭ごみの発生抑制を推進します。また、ごみの適正処理のための分別収集を推進します。

2 環境美化の推進

ポイ捨て禁止啓発看板を市内各所に設置し、PR に努めます。
環境美化活動を行う団体などに対し、資材の提供などの支援をします。

3 不法投棄防止対策の推進

不法にごみを捨てにくい環境をつくることにより、不法投棄の防止に努め、公衆衛生の向上や生活環境の保全を図ります。

4 犬・猫死体処理

道路上などで死亡した飼い主が不明な動物の死体や飛散物などを収集し、火葬、埋葬します。

5 地域生活排水路対策の推進

地域住民が日常的に利用している生活排水路の清掃や除草をするなど、排水を円滑にするための自主的な活動に対する支援を行います。

6 不燃物埋立処分場の管理運営

尾三衛生組合で処理困難な廃棄物のうち、一般家庭から発生するコンクリートがらの埋立処分を行います。

市民の役割

暮らしの中で生じるごみの発生抑制に努めるとともに、ごみの正しい分別を行います。地域の環境美化活動への積極的な参加に努めます。

関連計画等：第 2 次みよし市環境基本計画（令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度まで）
生活排水対策推進計画（平成 28(2016)年度から令和 12(2030)年度まで）
みよし市ごみ処理基本計画中間見直し（令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度まで）



基本目標 5 自然環境を守り未来へつなぐまち

自然環境

取組方針 2 環境にやさしいまちにしよう

取組分野① 地球環境の保全

現状と課題

今までの社会は、物質的な豊かさや利便性の追求が中心で、大量生産や大量消費、廃棄型社会が形成されてきました。この間、地球温暖化の進行や、それがもたらす豪雨などの異常気象の頻発化、生物多様性の損失など、環境を取り巻く状況は大きく変化してきました。

世界的には、平成 27(2015)年 9 月に国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、世界が取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs(Sustainable Development Goals)」が掲げられ、世界規模で地球温暖化対策に取り組むことが確認されました。

一方、国内に目を向けると、令和 2(2020)年 10 月の衆議院本会議において、国内の二酸化炭素など温室効果ガス^{※1}の排出量を 2050 年までに実質ゼロにすることが宣言され、令和 3(2021)年 10 月には 2030 年度に温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)を目指す地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

本市は、令和元(2019)年 12 月に「2050 年ゼロカーボンシティ^{※2}宣言」を表明し、目標達成に向け、国際社会の一員として、その責務を果たすよう努めているところです。

そうしたことを背景に、本市では、市民や事業者に対し、住宅用地球温暖化対策設備や次世代自動車^{※3}の導入促進のための支援の実施、太陽光発電設備の共同購入事業の実施による再生可能エネルギーの導入促進により、温室効果ガスの削減に向けた地球温暖化対策を推進してきました。また、公共施設では施設改修時の太陽光発電設備の設置や電気自動車などの充電設備の設置などにも取り組んでいます。令和 5(2023)年 4 月からは市役所庁舎や市民病院、市内全小中学校などにおいてカーボンニュートラル^{※4}な都市ガスの導入を開始しました。

今後も引き続き、大気や排水などの汚濁防止などの環境保全に加え、温室効果ガス削減のための省エネルギー・再生可能エネルギー導入などを推進する必要があります。

取組分野のねらい

省エネルギー推進、再生可能エネルギー導入、新技術の導入促進を 3 本の柱とし、効率的なエネルギーの利用促進により温室効果ガスを削減し、2050 年ゼロカーボンシティの実現を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
CO ₂ 総排出量	市内における CO ₂ 総排出量	101.2万ト (平成 27 (2015)年)	96.2万ト (令和元 (2019)年)	64.6万ト以下

主な取組

1 ゼロカーボンシティの推進

ゼロカーボンシティの推進のため、学識経験者、エネルギー供給者、エネルギー消費者、市民などで組織する協議会を設置し、関係するさまざまな方からのご意見を聞きながら実行性のある「ゼロカーボンシティ推進計画」を策定し、地球温暖化対策を推進します。

2 省電力・省エネルギーの推進

環境負荷の軽減に対する市民意識の向上のため、省エネルギー設備の導入への助成など、家庭や事業所における取り組みの促進や公共施設への省エネルギー性能の高い機器の導入を進めます。

3 再生可能エネルギーの普及啓発

環境負荷の軽減に向け再生可能エネルギーの導入への助成などの取り組みを推進します。

4 環境管理の実施

市役所が 1 事業所として、施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など環境に配慮した取り組みと継続的改善に努めます。

5 環境調査の推進

ため池や河川の水質、事業所の排水、生育魚類調査などを実施することで、水質汚濁状況を監視し、水環境の保全を図ります。また、降下ばいじんや排気ガスなどの調査を実施することで、大気汚染を防止し、大気環境の保全を図ります。

市民の役割

CO₂削減など自然環境への負荷軽減のため、電気・水の節約などの住まいの省エネルギー化や、再生可能エネルギーの必要性を理解し、その利用に努めます。

関連計画等：第 2 次みよし市環境基本計画(令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度まで)
生活排水対策推進計画(平成 28(2016)年度から令和 12(2030)年度まで)
みよし市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)
(令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度まで)
みよし市生物多様性戦略(令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度まで)

用語解説 : ※1 温室効果ガス…大気中に含まれる二酸化炭素、メタン、フロンガスなど、地球温暖化の原因となる気体のこと。
※2 ゼロカーボンシティ…2050 年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを指す自治体のこと。
※3 次世代自動車…電気自動車、プラグインハイブリット自動車、燃料電池自動車など、ガソリン車と比べて燃料消費量や地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量が少ない環境に優しい車のこと。
※4 カーボンニュートラル…温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること。

基本目標 5 自然環境を守り未来へつなぐまち

自然環境

取組方針 2 環境にやさしいまちにしよう

取組分野② 循環型社会

現状と課題

本市では、限りある資源の有効利用のため、計画収集と拠点回収によるリサイクルの推進に努めてきました。

平成 30(2018)年度からは、不燃ごみの分別方法を細分化し、令和元(2019)年度にはペットボトル、令和 2(2020)年度にはプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、令和 5(2023)年度には、ペットボトルの水平リサイクル^{※1}やプラスチック製品廃棄物とプラスチック製容器包装の一括回収を開始しました。

また、資源回収の拠点づくりとして、令和 2(2020)年度に新たにリサイクルステーションを 1カ所設置するとともに、令和 5(2023)年度には、既存のリサイクルステーションの規模拡大を伴う建替えを行い、市内 3カ所でリサイクルステーションを運営し、再利用資源回収率の向上に努めています。

循環型社会の実現のためには、リサイクル意識を高め、4R（リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル）^{※2}を実践する必要があります。また、食品ロスも大きな課題となっており、削減のための取り組みを進める必要があります。さらに、広域事業によるごみ処理施設の効率的な運営、最終処分場の確保などが必要です。

取組分野のねらい

リサイクルステーションの増設や 4R に関する PR などにより、市民のリサイクル意識を高め、資源の再利用や再資源化を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
再利用資源回収率	家庭系ごみの総排出量に占める再利用資源回収量の割合(民間施設での資源回収を含む)	21.1% (平成 28 (2016)年)	18.0% (令和 3 (2021)年)	23.8%

主な取組

1 再利用資源回収率の向上

再利用資源の有効利用と市民のリサイクル意識の向上のため、市内 3カ所のリサイクルステーションを運営します。

2 リサイクル活動の支援

リサイクル意識の向上のために、市内で活動する小中学校 PTA や子ども会などの団体に対し、資源ごみ回収のための活動を支援します。

3 生ごみ減量化の推進、食品ロスの削減

機械式生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器の購入に対する支援をすることで、家庭から排出される生ごみを自ら処理することを推進し、生ごみの減量化を図ります。イベント時におけるフードドライブの実施や毎年 10 月の「食品ロス削減月間」に合わせた広報みよしでの啓発などによりフードロス削減を図ります。また、尾三衛生組合「東郷美化センター」から発生する焼却灰などの残渣を減少させ、最終埋立処分場の延命化を図ります。

市民の役割

市民は、正しい分別回収やリサイクル活動に努めるとともに、必要な量だけ食材を購入するなどフードロスの削減に努めます。

事業者は、事業活動によって発生する廃棄物の抑制を目指し、ゼロエミッション^{※3}を実践します。

関連計画等：第 2 次みよし市環境基本計画（令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度まで）
みよし市ごみ処理基本計画中間見直し（令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度まで）

用語解説：※1 水平リサイクル…使用済製品を原料として用いて、同じ種類の製品につくりかえるリサイクルのこと。
※2 4R…3R は、①Reduce(廃棄物発生抑制)、②Reuse(廃棄物の再使用)、③Recycle(廃棄物の再生利用)の 3つの頭文字の「R」をとってつくられたごみ減量のキーワードのこと。4R はこの 3R に④Refuse(不要なものの受け取りの拒否)を加えたもの。
※3 ゼロエミッション…事業活動によって出る廃棄物を材料としてリサイクルし、あらゆる廃棄物をゼロにすることを指すこと。

基本目標 6

快適で暮らしやすいまち

快適

- 自然と開発のバランスのとれた土地利用が図られ、快適な住環境や良好な景観が形成され、心地よく暮らすことができるまちを目指します。
- こどもから高齢者まで誰もが気軽に外出できるよう、公共交通や道路、歩道などの都市基盤が整備されたまちを目指します。
- 働く場所の確保と定住が進み、多様な世代が安心して暮らせるまちを目指します。

取組方針 1 生活の基盤が整ったまちをつくろう

土地利用構想を踏まえ、地域の特性を生かし、バランスのとれた計画的な土地利用を推進します。

自然災害に強い河川の整備や自然に配慮した親水空間の機能を兼ね備えた河川の整備とともに、浸水の防除および下水道の普及促進に努めます。

取組分野	①土地利用	P46
	②河川	P47
	③下水道	P48

写真

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

こどもから高齢者まで誰もが気軽に外出できるように公共交通のサービスの向上や、幹線道路と歩道の計画的な整備を進めます。

快適な住環境の形成のため、都市基盤の整備や景観に配慮した住環境の整備を推進します。

取組分野	①公共交通	P49
	②道路	P50
	③市街地整備	P51
	④景観	P52

写真

取組方針 3 多様な世代の定住・移住を促進しよう

建築物の耐震化の促進や空き家の活用により、良質な住まいの形成を進めます。働く場所の確保や働きやすい環境づくりに向けた取り組みを推進します。

取組分野	①住まい	P53
	②雇用対策	P54

写真

写真や市民アンケート結果

基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 1 生活の基盤が整ったまちをつくろう

取組分野① 土地利用

現状と課題

本市の土地利用は、市全域の3,219haが豊田都市計画区域として定められ、市街化区域1,087haと市街化調整区域2,132haに区分されています。市街化区域では、住居系637ha、商業系34ha、工業系416haの用途地域が指定されており、駅周辺や市役所周辺に住宅地、市中心部に商業地が配置され、市内各所に主に自動車産業を中心とした工業地が点在しています。また、市街化調整区域では、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域630haが指定され、優良農地として保全されています。

三好中部特定土地区画整理事業による新市街地整備、黒笹山手地区や筋生山田地区における地区計画^{※1}制度の活用など、まちが大きく成長し、発展する一方で、市街化調整区域内の農地や市街化区域内の低未利用地の利用促進は重要な課題であり、地域の特性を生かしたバランスのとれた土地利用を図る必要があります。

具体的な土地利用を進める上で、土地の境界や面積などの地籍の明確化が重要であり、本市では、昭和60(1985)年度から計画的に地籍調査^{※2}を実施しています。しかし、地籍調査には長い年月を要するばかりでなく、関係する土地所有者の理解と協力が不可欠であるため、調査に関する広報活動を十分に行い円滑な調査ができるようにすることが必要です。

取組分野のねらい

地域の特性を生かし、バランスのとれた計画的な土地利用を推進することで、市全域で調和のとれた秩序ある土地利用と良好な住環境の形成を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
市街化区域の面積割合	市域に占める市街化区域の割合	32.8%	33.8%	34%

主な取組

1 計画的な土地利用の推進

土地利用構想や都市計画に関する基本的な方針に基づき、地域の特性を生かし、バランスのとれた計画的な土地利用を推進します。

2 まちづくり土地利用条例による開発などの誘導

まちづくり土地利用条例に基づき、開発事業の申請や審査などを行い、必要な助言、勧告などを行います。

3 地籍調査事業の推進

土地の有効利用や権利の保全を図るために必要不可欠な地籍の明確化を土地所有者の協力を得て進め、土地に関する基礎情報を整備します。

市民の役割

土地は限られた地域資源として認識し、周辺環境との調和を図りつつ、効果的・効率的な利用に努めるとともに、土地に関する基礎情報を明確にする地籍調査の意義や必要性を理解して、積極的に参加し、事業の推進に関わります。

関連計画等：みよし市まちづくり基本計画（令和2(2020)年度から令和11(2029)年度まで）

用語解説：※1 地区計画…都市計画法に定められたまちづくりの手法の一つで、一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う制度のこと。
 ※2 地籍調査…一筆ごとの土地について、その所有者・地番・地目の調査や境界の位置と面積の測量を行い、その結果を「地籍簿」と「地籍図」にとりまとめることをいい、土地に関する基礎的な調査のこと。



基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 1 生活の基盤が整ったまちをつくろう

取組分野② 河川

現状と課題

近年の異常気象による突発的な集中豪雨や台風がもたらす風水害が多く発生していることなどから、水害による被害の防止や日常生活の排水先として、河川の果たす役割は大きく、その整備や維持管理が重要なものとなっています。

境川など県管理の2級河川は、5年に一度(5年確率)の大雨に耐える構造・形状となっており、整備はほぼ完了しています。市が管理する準用河川6河川のうち3河川(唐沢川・福田川・大曲川)は改修を完了しています。砂後川については市街化区域内の整備を終え、また、茶屋川については現在、整備を進めています。寺田川については、現在整備中の河川の整備後、改修に着手する必要があります。

準用河川の5年確率の大雨に対する河川改修率は、58%程度で、今後も河川改修を進めていくことが必要です。

雨水流出抑制対策として、区画整理事業などの大規模開発における雨水を一時的に貯めておく調整池の整備や、市役所などの公共施設では雨水貯留施設を設置しています。また、市街地における雨水対策として三好中島地区で調整池の整備を行っています。

境川流域の浸水被害防止を目的として、平成26(2014)年3月に「境川・猿渡川流域水害対策計画」と「河川整備計画」が策定されました。今後は、未整備の河川について自然に配慮した改修を進めるとともに、開発などに対しては雨水貯留浸透施設^{*}の設置が必要であることを広く市民に周知する必要があります。

取組分野のねらい

集中豪雨や台風など自然災害に対応した排水環境を整え、境川流域の関係市町と連携し、治水に向けた取り組みを進めるとともに、河川改修に際しては、自然に配慮した親水空間としての機能を兼ね備え、都市空間との調和に配慮した河川計画づくりと整備を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
準用河川の改修率	準用河川の総延長に占める整備済延長の割合	54.5%	58.8%	63.5%

主な取組

1 準用河川の整備

災害に強い治水事業として河川の整備を行うとともに、自然に配慮した多自然型護岸の整備や親水空間としての機能に配慮した水辺の憩いの場づくりを進めます。

2 雨水流出抑制対策の実施

境川流域の浸水被害防止を目的として策定された「境川・猿渡川流域水害対策計画」を基に、雨水流出抑制対策などを実施します。また、雨水貯留浸透施設の設置について、広報みやこやホームページなどを通じて広く周知を図っていきます。

市民の役割

一定の規模の施設などでは雨水貯留浸透施設の設置などにより、境川流域の浸水被害の防止に努めます。

河川が親水空間として安全、快適に利用できるように河川に関心を持ち、ごみ拾いや草刈りなど、できることから積極的に取り組みを始めます。

関連計画等：境川・猿渡川流域水害対策計画(平成26(2014)年3月から)
河川整備計画(平成26(2014)年3月から)

用語解説：※ 雨水貯留浸透施設…雨を一時的に溜めておき、水資源として活用するための施設(雨水貯留施設)と雨水を効率良く大地に浸透させるための施設(雨水浸透施設)の総称のこと。

基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 1 生活の基盤が整ったまちをつくろう

取組分野③ 下水道

現状と課題

本市の下水道事業には、公共下水道事業や農業集落排水事業、コミュニティ・プラント（小規模下水処理施設）事業があります。現在、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業の整備は完了しており、公共下水道事業で順次事業区域の拡大を図り、河川や池、海などの公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上、浸水の防除に努め、下水道の普及を促進しています。また、下水道区域内における未接続家庭の接続の促進を毎年実施し、令和4(2022)年度末の水洗化率は、93.6%となっていますが、施設の老朽化による施設改築・更新コストや維持管理コストの増大が懸念されており、長期的な観点から効率的な改築・更新、運営管理手法の検討や農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設の公共下水道への接続替えが必要です。

さらに、特定都市下水道計画において、西一色地区は雨水の浸水被害を防止・軽減する対策として貯留機能を備えたポンプ場の整備が必要な地区と位置付けられているため、緊急に整備する必要があります。

また、下水道事業が地方公営企業^{※1}としてより独立性を強めるため、平成31(2019)年4月から地方公営企業法の規定を適用し、経済活動の状況が把握しやすい公営企業会計に移行していますが、今後は、将来人口増加の鈍化に伴い、使用料などの料金収入を考慮しながらサービスの安定化を図るため、さらに経営の健全化を推進する必要があります。

取組分野のねらい

下水道未整備地区の整備を計画的に行い、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全を促進し、生活基盤が整ったまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
水洗化率	下水道を利用できる全人口のうち、下水道に接続している人口の割合	92.8%	93.6%	93.9%

主な取組

1 下水道などの汚水処理の普及

合併浄化槽^{※2}を含めた下水道などの計画的な整備を推進し、市全域での汚水処理を普及します。

2 下水道などへの接続による水洗化の促進

未接続家庭などの下水道接続工事を促進し、市全域の水洗化に努めます。

3 広域化・共同化の促進

農業集落排水施設やコミュニティ・プラント施設の老朽化や維持管理状況を踏まえ、公共下水道への接続替えを進めます。

4 下水道施設の適正な維持管理

ストックマネジメント計画^{※3}に基づき点検・調査を実施し、予防保全型維持管理に努めます。

5 雨水の浸水被害防止・軽減対策

西一色地区に貯留機能を備えた雨水ポンプ場の整備を進めます。

市民の役割

家庭から排水される汚水・雑排水を公共下水道や農業集落排水、コミュニティ・プラントへ接続をするとともに、下水道施設に悪影響を及ぼすものは流さないようにします。合併浄化槽と、し尿汲取りの適正な維持管理をします。

関連計画等：みよし市流域関連公共下水道事業基本計画

(昭和45(1970)年度から令和12(2030)年度まで)

矢作川・境川流域（境川処理区）関連みよし市公共下水道事業計画

(昭和62(1987)年度から令和10(2023)年度まで)

豊田都市計画下水道事業みよし公共下水道事業計画

(昭和62(1987)年度から令和10(2023)年度まで)

用語解説

- ※1 地方公営企業…地方公共団体が独立採算制で経営する企業活動のこと。
- ※2 合併浄化槽…し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。
- ※3 スtockマネジメント計画…持続可能な下水道事業の実施を目的に、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する計画のこと。

基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

取組分野① 公共交通

現状と課題

本市の公共交通において、市域をまたぐ広域的な交通ネットワークは、名古屋市と豊田市を結びおおよし地域を東西に横断する名鉄豊田線、日進市赤池駅と豊田市駅を結びなかよし地域を東西に横断する名鉄バス「星ヶ丘豊田線」、赤池駅とイオン三好ショッピングセンターを結ぶ名鉄バス「イオン赤池線」、知立駅とイオン三好ショッピングセンターを結ぶ名鉄バス「愛教大線」が主にその役割を担っています。

また、これらの路線を補完する公共交通として市のコミュニティバス「さんさんバス」を地域内の移動の核として市内を網羅するように運行するとともに、さんさんバスのバス停から遠い地区からもさんさんバスへ乗り継ぐことができるようにタクシーと連携した「乗継タクシー」を運行しています。

さんさんバスは、令和 4(2022)年 4 月に車両をこれまでの 6 台から 9 台へ 3 台増車するとともに路線を再編し、現在は 3 路線で 1 日当たり合計 92 便を毎日運行しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通全体の利用者数は大きく減少しましたが、公共交通は、市民の暮らしを支える社会基盤の一つであるだけでなく、渋滞解消や環境保全といった観点からも大変有効な交通手段であり、公共交通の果たす役割はますます重要になっています。市民アンケートの結果では、鉄道、バスおよびタクシーなどの公共交通に対して重要度が高いと認識されているものの満足度は低く、さらなる公共交通のサービス向上が求められています。

鉄道、路線バス、タクシーなどの公共交通相互の連携や、近隣市町を含めた交通ネットワークの構築など、市民ニーズに対応した公共交通サービスの向上を、みよし市公共交通会議において検討を行い進めていくことが重要です。

取組分野のねらい

公共交通のサービス向上により、自家用車に過度に頼ることなく、こどもから高齢者まで、誰もが気軽に外出できるまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
さんさんバスの利用者数	さんさんバスの年間利用者数	286,191 人	284,632 人	330,000 人

主な取組

1 持続可能な公共交通ネットワークの形成

鉄道、路線バス、タクシーなどの公共交通が相互に連携、協力し、それぞれの機能に応じたサービスを確保、維持、改善していくことで持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

2 利用しやすい環境整備

運行情報について ICT^{※1}などを活用した分かりやすい情報提供に努めるとともに、バス停周辺の待合環境整備など利用しやすい環境整備を進めます。

3 次世代バスの導入

環境負荷の低減や持続可能な地域社会の形成に向けて、さんさんバスにおいて次世代バス（EV^{※2}やFCV^{※3}など）の導入を進めます。

4 公共交通の利用促進

近隣市町や交通事業者と連携したイベントなどを実施し、公共交通全体の利用を促進するとともに、公共交通に対する愛着の醸成を図ります。

市民の役割

公共交通の役割を認識し、積極的に公共交通を利用することにより、過度に自家用車に頼らないように努めます。

関連計画等：みよし市地域公共交通計画（令和 6(2024)年度見直し予定）

用語解説：※1 ICT…Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のこと。
 ※2 EV…Electric Vehicle（電気自動車）の略称。
 ※3 FCV…Fuel Cell Vehicle（燃料電池自動車）の略称。

基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

取組分野② 道路

現状と課題

道路は、人々の交流や経済の活性化に貢献し、災害時には緊急輸送の機能を担う大切な都市基盤です。

本市の主要道路は、東西軸として東名高速道路、一般国道 153 号があり、広域の交通アクセスの要となっています。南北軸として、都市計画道路豊田知立バイパス線が開通していますが、おかよし地域からみなよし地域へと縦断的に結ぶ都市計画道路三好ヶ丘駒場線をさらに整備する必要があります。

生活道路は、移動空間だけでなく、コミュニティ活動や防災、交通安全の側面からも重要な役割を担っています。

このため、地域住民と連携のもと、交通事故が発生する危険性の高い区間や通学路などについて、自動車と歩行者の分離により歩行者の安全確保を図るとともに、車両速度を抑制する道路構造などにより歩行者と自転車とが共有する道路空間の創出に取り組むことが必要です。また、道路幅員が狭い道路では、災害時や緊急時など、緊急車両などの進入が困難な場合もあり、今後の高齢化の進展を考えると道路幅員の拡幅が非常に重要です。

道路構造物である橋梁は、高度経済成長期以降に造られ 30 年以上経過したものが多く、今後急速に橋梁の高齢化が進むことから、修繕などの需要が増加することが見込まれます。このため、橋梁の修繕・架け替えにかかるコストの縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保していく必要があります。

今後、道路の安全な利用のためには、年々劣化する舗装や附属施設などの適切な維持管理が必要です。

取組分野のねらい

計画的に幹線道路や歩道の整備を推進するとともに、生活道路も含め維持管理に努め、安全で快適に移動できる道路環境を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
都市計画道路整備率	都市計画道路の計画延長に占める整備済延長の割合	79.1%	81.1%	82.1%

主な取組

1 幹線道路の整備

都市計画道路の未整備路線について整備を促進します。中心市街地活性化のため、市役所周辺の都市計画道路については、ユニバーサルデザイン※¹に配慮した整備を進めます。

2 生活道路の整備、維持・修繕

生活道路や交通安全施設などの整備は、地域からの要請に沿いながら計画的に整備し、市民生活の安全性・快適性の向上に努めます。

道路路面状況を把握し、安全で円滑な交通環境の確保や維持管理を効率的に進めます。

3 橋の新設、維持・修繕

道路整備や河川改修に合わせ、景観や耐震に配慮した橋づくりに努めます。

経年的に劣化する橋に対して、「橋梁長寿命化修繕計画※²」に基づき計画的な維持・修繕をします。

市民の役割

計画道路の公共的な役割を理解し、事業への協力や身近な生活道路の清掃、草刈りを行い、道路の不具合などの速やかな連絡などに協力します。

関連計画等：橋梁長寿命化修繕計画（平成 25(2013)年度策定）

用語解説：※¹ ユニバーサルデザイン…年齢や身体能力、文化、言語、国籍、性別などにかかわらず、全ての人が使いやすいように施設や製品などをデザインすること。
 ※² 橋梁長寿命化修繕計画…今後老朽化する橋が増えることから、修繕計画を策定し、予防的な修繕と計画的な架け替えを行うとともに、橋の寿命延伸などによるコスト縮減を図ることを目的とした計画のこと。

基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

取組分野③ 市街地整備

現状と課題

道路や公園などの都市基盤施設と住宅地を総合的に整備する土地区画整理事業により整備された市街地は、市街化区域内の約4割強（478.6ha）を占めています。また、民間による低層戸建の住宅地開発が行われており、良好な住宅市街地の形成が進んでいます。

これまでまちづくり土地利用条例や地区計画^{※1}制度などにより開発などの誘導を進めてきました。しかし、都市基盤が整っていない市街地については、道路や公園などの整備をしていくことが課題であり、この解決に向けては、市民の声を聴きながらまちづくりを進める必要があります。

市役所を中心とする既存市街地には、図書館学習交流プラザ「サンライズ」や保健センター、福祉センターなど多くの公共施設があり、また、銀行や郵便局などの公益施設や大型商業施設が隣接し、本市の中心拠点を形成しています。しかし、商店の集積化などにより人の動きが変化し、中心市街地^{※2}の持つ機能が失われつつあります。

今後、市役所周辺と大型商業施設エリアにおけるにぎわいの連携を図るため、市街地としての基盤整備を推進し、文化や行政、商業、公園などの機能を結ぶ都市計画道路の整備に加え、中心市街地の活性化に向けた新たな取り組みが必要です。

取組分野のねらい

公共施設などを適切に配置するとともに、持続的な発展に向けた都市基盤の整備を促進することで、安全で快適なまちづくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
市街地整備済面積	土地区画整理事業の整備済面積と地区計画が定められた(区画整理を除く)整備済の面積	542.9ha	587.7ha	633ha

主な取組

1 住宅用地の整備推進

中心市街地では、良好な住環境を整備するとともに、円滑な交通体系を確立して利便性を高め、活性化を図ります。また、市街地に隣接した一部の地区については、将来人口を踏まえながら、土地区画整理事業、地区計画などを活用した住宅地の形成を進めていきます。

2 地区施設整備事業の推進

水害対策のための調整池や暮らしの中での憩いの空間である公園の整備を進め、周辺の住環境の形成により、にぎわいを創出し中心市街地の活性化を図ります。

3 都市計画道路の整備促進

中心市街地の各施設の連携による人々の活性化を図るため、文化や行政、商業、公園施設の機能を結ぶ都市計画道路の整備を推進します。

4 地区計画制度の活用

まちづくり土地利用条例や地区計画制度などにより開発などの誘導を図ります。

市民の役割

市民や地区の組織が主体となり、また市民と行政とが連携してまちづくりを進めます。

関連計画等：みよし市まちづくり基本計画（令和2(2020)年度から令和11(2029)年度まで）

用語解説：※1 地区計画…都市計画法に定められたまちづくりの手法の一つで、一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う制度のこと。
 ※2 中心市街地…市役所を中心とする既存市街地と隣接する公益施設や大型商業施設を包括するエリアのこと。

基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

取組分野④ 景観

現状と課題

本市は、美しい田園や活力ある工業地域、閑静な住宅地や緑豊かな自然がバランスよく配置されています。市街地と自然を包含した都市景観の創造や市内の田園景観の保全が重要であり、都市化が進む一方で、豊かな緑や自然環境の保全に対する意識の高揚や美しいまちなみなど、良好な景観形成に関する市民の関心が高まっています。

国においては、平成 15(2003)年に美しい国づくり政策大綱が公表され、美しい国づくりの基本的な考え方が示されました。また、平成 16(2004)年に良好な景観形成と豊かな緑の創出に向け、景観緑三法^{※1}が公布され、景観に関する法的な拘束力や都市の緑に関する総合的な法制度が整備されました。

本市では、景観法に基づいた景観計画区域を定め、平成 22(2010)年 9 月に景観行政団体の指定を受けることで、開発を行う場合の届出の義務化や、平成 23(2011)年 4 月には、水と緑豊かな良好な景観を保全または創出するために必要な事項を定めた「水と緑の風景を守り育てる条例」を施行しました。条例に基づき、平成 23(2011)年 4 月に都市緑地法の規定に基づく市の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画（緑のマスタープラン）と景観法の規定に基づく景観計画を一体的な内容とした「みどりと景観計画」を策定しました。

今後も、潤いのある生活空間の創造や地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めるにあたり、景観形成のための具体的な施策の展開を図る必要があります。

取組分野のねらい

都市空間の形成や景観に配慮した住環境の整備を進めることにより、市民が「住み続けたいまち」と思えるようなまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
景観に配慮した地区数	景観に配慮した地区計画 ^{※2} の策定数	6 地区	8 地区	9 地区

主な取組

1 みどりと景観計画の推進

良好な景観形成を図るため、水と緑の風景を大切に、自然と共生できる環境づくりに向けた取り組みを進めます。

2 景観重要樹木の保全

良好な景観形成を図るため、景観重要樹木の保全に努めていきます。

市民の役割

周辺との調和に配慮し、民有地の良好な景観形成に努めます。

関連計画等：みよし市まちづくり基本計画（令和 2(2020)年度から令和 11(2029)年度まで）
みどりと景観計画（令和 6(2024)年度から令和 15(2033)年度まで）

用語解説：※1 景観緑三法…「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の 3 法の総称のこと。
※2 地区計画…都市計画法に定められたまちづくりの手法の一つで、一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う制度のこと。

基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 3 多様な世代の定住・移住を促進しよう

取組分野① 住まい

現状と課題

本市では、市民の生活基盤である住宅の安全と定住促進の観点から、建築物の耐震化を促進し、良質な住まいの確保に向けた取り組みを行っています。

木造住宅では、令和4(2022)年度末までに960戸の耐震診断と189戸の耐震改修が実施されていますが、地震による倒壊を防ぐためには、2,180戸程度ある昭和56(1981)年以前に建築された耐震診断を行っていない木造住宅の耐震性を的確に把握し、必要に応じて耐震改修などを進めることが重要です。また、非木造住宅の耐震診断や耐震改修の促進を図るとともに、避難路や通学路などに面した老朽化した建築物についても耐震改修を進める必要があります。耐震化を促進するためには、耐震診断・改修の補助制度のさらなるPRが必要です。

また、本市においては、人口の増加傾向が続くなか、空き家率は全国・愛知県平均と比較して低く抑えられているものの、将来的には人口減少に転じることが予測されており、空き家の増加が見込まれます。こうしたことから、本市の空き家について、これまでに実施した空き家に関する調査などの結果を踏まえ、今後の空き家の発生抑制や、適切な維持管理対策が必要です。加えて、現在実施している空き家バンク制度^{*}の運用や多世代世帯を対象とした空き家の取得費用の助成などをはじめとした空き家の利活用を推進していくことが必要です。

取組分野のねらい

建築物の耐震化を促進し、地震の被害から市民の生命と財産を守るとともに、若年層の定住促進を図り、活気のあるまちづくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
住宅の耐震化率	住宅総戸数に占める耐震化された住宅(一戸建て住宅、長屋、併用住宅、共同住宅)の割合	87.5%	92%	97%

主な取組

1 建築物の耐震化促進

地震の被害から市民の生命と財産を守るため、住宅の耐震化について補助制度のPRを行い、建築物の耐震化を促進します。

2 空き家の活用

空き家バンクへの空き家の登録を推進し、住宅取得に向けた情報発信と経済支援を行います。

3 空き家の発生の抑制

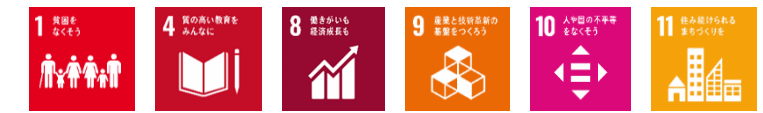
将来空き家になる可能性の高い高齢者のみの世帯に対し、空き家が引き起こす問題や、空き家の発生の抑制に関する制度の周知・啓発を行います。

市民の役割

自己の住宅や所有する建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震のための改修を行います。安全で良好な生活環境の確保のため、空き家の適正管理と活用促進に努めます。

関連計画等：みよし市建築物耐震改修促進計画（令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで）
みよし市空家等対策計画（令和5(2023)年度から令和14(2043)年度まで）

用語解説：※ 空き家バンク制度…市内に空き家と土地を持っている人が、譲渡、賃借を希望する場合に、その物件情報を空き家バンクに登録して、本市に定住するために空き家を購入または賃借を希望する人に、その登録された情報を提供することができる制度のこと。



基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 3 多様な世代の定住・移住を促進しよう

取組分野② 雇用対策

現状と課題

本市では、地域住民の生活の安定と就職・再就職の促進を図るため、就労支援サービスと職業相談や職業紹介などを一体的に実施する就労支援センター「ジョブサポートみよし」を平成27(2015)年11月に開設し雇用の安定を図っています。

完全失業率^{※1}はコロナ禍において一時的な上昇は見られたものの減少傾向にあり、有効求人倍率^{※2}についてはコロナ禍による落ち込みから徐々に回復傾向にあります。雇用情勢は改善されてきていますが、引き続き雇用の安定を図っていく必要があります。

本市の人口増は鈍化傾向にあり、高齢化は確実に進行しています。また、仕事と家庭の両立や労働時間の短縮、リモートワークの活用などの働き方改革や定年年齢の引き上げなど労働・雇用環境が大きく変化し、こうした変化に対応した雇用対策が企業に求められています。

今後も、就業相談窓口や職業紹介窓口の充実により就労機会の拡大を図ることが必要です。

取組分野のねらい

就職を希望する人に対し、地域社会での活躍や就労を促進し、地域雇用の安定化を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
就労者数	ジョブサポートみよしを通して1年間に就職した人数	286人	195人	295人

主な取組

1 雇用対策の充実

国、愛知県などと協力し、雇用の確保と改善、働く人たちの安全で安心して働ける環境づくり、少子高齢化が進行する中での多様な働き方の実現を支援します。

2 就労支援の推進

就業に意欲的な若者や女性、高齢者、障がい者などに向けた就労支援セミナーなどを開催し、就職をサポートします。

若年層が市内企業へ就職し定着しやすい環境づくりを支援します。

3 近隣地域との連携による雇用対策支援

近隣地域の市町と連携し、就職フェアなどを開催するなど、就労意欲の高揚、就労情報の提供により雇用対策を図ります。

市民の役割

自発的、積極的に各種セミナーなどへ参加し、就労意欲の高揚を図ります。

用語解説 : ※1 完全失業率…15歳以上の働く意欲のある人(労働力人口)のうち、仕事を探しても仕事に就くことができない人の割合のこと。
 ※2 有効求人倍率…公共職業安定所に登録している求職者数に対する企業からの求人数の割合のこと。

まちづくりの進め方

基本的な考え方1 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり

協働のまちづくりの推進に向けて、行政区や地区コミュニティ推進協議会、市民活動団体、NPO などの育成支援とともに、協働に関する職員の能力の向上を図ります。

取組分野 ①市民の参画と協働によるまちづくり P56



基本的な考え方2 透明性の高い開かれた市政

デジタル技術を活用した行政情報の積極的な公開や提供により、市民が情報を得やすい環境づくりと広聴活動の充実を進めます。

取組分野 ①行政情報の公開 P57
②広報・広聴 P58



基本的な考え方3 効果的・効率的で安定した行財政運営

市の目標を十分に理解し、市民目線で考え創意工夫できる職員の育成を進めます。また、継続的な行政改革・行政評価の実施やデジタル化の推進、他自治体との連携を通して圏域内の共通課題への対応をするとともに、自立・安定した財政運営を行います。

取組分野 ①行政組織 P59
②行政改革・行政評価 P60
③広域連携の推進 P61
④財政 P62



まちづくりの進め方

基本的な考え方 1 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり

取組項目① 市民の参画と協働によるまちづくり

現状と課題

近年、地域課題や市民ニーズが複雑化、多様化する状況の中、市民と行政が互いに協力し、共通の課題を解決するため、本市では市民の参画と協働によるまちづくりを進めてきました。

みよし市自治基本条例では「協働」について、「市民、議会及び執行機関が、共通の目的を実現するために共有する領域において、互いの立場及び役割を理解し、対等の立場で相互の力を活かし、又は協力すること」と定義しています。

地域の課題は地域住民が考え解決することを基本に、地域が解決できない課題については行政区と地区コミュニティ推進協議会が地域住民の意見を集約し、行政がその支援を行うとともに、市民やボランティア団体、NPO^{*}などが、それぞれの分野で得意とする能力を生かすことにより、地域や行政と連携しながら課題解決に当たっていくことが重要です。

コロナ禍により、地域における事業中止など、地域活動が思うように実施できない期間が長く続き、地域同士のつながりの希薄化がより進みつつある中で、新型コロナウイルス感染症の収束傾向により、地域でのつながりの再構築のため、地域活動の再開に向けた取り組みが本格化しています。

多様化している課題に対し、地域で解決を図っていくには、市民意識の高まりと協働推進のための仕組みづくりが必要であり、協働のパートナーとなるボランティア団体やNPOをはじめとした市民活動団体などの活動が充実していくことが望まれます。

取組分野のねらい

行政区や地区コミュニティ推進協議会のほか、地域課題の解決などのために活動する市民やボランティア団体、NPOなどが、協働のパートナーとしての自覚と責任を持ちながら公益活動を積極的に行うことができる社会の実現を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
市民活動サポートセンター登録団体数	市民活動サポートセンターを利用するための登録をしている団体数	55 団体	53 団体	65 団体

主な取組

1 行政区と地区コミュニティ推進協議会への支援（再掲）

行政区と地区コミュニティ推進協議会の実情や特性に柔軟に対応できる一括交付金制度の活用により、行政区などの自主性、主体性を一層高めるとともに、行政区と地区コミュニティ推進協議会がそれぞれの役割に応じて、より積極的な活動ができるように、区長会などを通じ必要な情報提供や相談の実施などの支援を行います。

2 市民団体などによる自主的な地域課題解決への支援（再掲）

地域課題を解決するために行政区や地区コミュニティ推進協議会、市民活動団体が連携、協力し、主体的、自発的なまちづくりに取り組む公益活動を支援することを目的とした「がんばる地域応援補助金」制度の利活用を推進します。

3 NPO やボランティア団体などの育成支援

NPO・協働相談窓口を設置し、市民活動の活性化や行政との協働推進を図るとともに、市民活動に関する情報発信や情報交換などを気軽に行うことができる「市民活動サポートセンター」の運営を通じ、協働のパートナーの育成を推進します。

4 協働に関する職員の能力向上

今後のさらなる協働推進のためには、市が行っている事業の課題分析や協働相手の選定、実現可能な協働内容の検討などの知識や経験が必要となるため、各種職員研修の実施などにより、協働に関する職員の能力向上を図ります。

5 市内高校生および大学生などとの連携

市が進めるさまざまな施策について市内高校生および大学生をはじめ、周辺の大学に通学する大学生の皆さんに参画していただくことで、市の施策に対する関心と自己有用感をさらに高めてもらうとともに、施策推進の中心的な役割を果たす存在として活躍する環境づくりを目指します。

関連計画等：みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成28(2016)年度から令和17(2035)年度まで）

用語解説：※ NPO…「Non Profit Organization」の略語で、民間非営利組織を意味する。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。

基本的な考え方 2 透明性の高い開かれた市政

取組項目① 行政情報の公開

現状と課題

本市では、平成14(2002)年度に情報公開条例を、平成16(2004)年度には個人情報保護条例を施行しました。情報公開制度の運用開始を契機として、市役所の情報プラザで、行政文書目録をはじめとした行政サービスなどの行政情報の閲覧と提供を行っています。また、審議会などの附属機関の会議の公開やホームページなどを通して行政の説明責任を果たすように努めています。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、令和5(2023)年度からは、市の個人情報保護条例を廃止し、法律およびみよし市議会の個人情報の保護に関する条例の下、個人情報の取り扱いを行っています。

個人情報の取り扱いに関する市民の不安を取り除くため、市が保有する個人情報の収集、利用と提供、管理などを適正に行い、市民が自己情報の開示などを請求する権利を保障することにより、個人情報の保護に努めています。

情報公開制度と会議公開制度を引き続き実施し、行政文書の中で市民が必要とする情報の公開とその透明性の確保を図り、常に市民の視点を重視した最新の行政情報の公開に努める必要があります。

社会全体のデジタル化の推進に伴い、公文書のデジタル化やデジタル技術を活用した行政情報の提供が求められています。

取組分野のねらい

情報管理を徹底し、行政情報の公開と提供を積極的に行うことにより、市民の市政に対する信頼と関心を深め、行政への参加の促進を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
行政情報の公開に関する取り組みの市民満足度割合	「行政情報の公開」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	60.5%	73.4%	80%

主な取組

1 行政情報の提供と共有化

議会映像のインターネット配信や会議録の公開などにより、行政情報の提供に努めます。提供に当たっては、デジタル技術を活用するなどし、市民がさまざまな形で行政情報にアクセスできるように努めます。

行政情報を迅速かつ正確に提供するための行政文書ファイリングシステム^{※1}の維持管理に努めます。

2 情報の公開と透明性の確保

情報公開条例に基づく、市民からの行政文書開示請求に対し、市の諸活動を市民へ説明することや、市の財政状況について、バランスシート^{※2}など財務分析諸表を作成・公表すること、附属機関などの会議公開制度を実施することにより、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

3 個人情報の取り扱いに関する職員の能力向上

個人情報の取り扱いは、社会全体のデジタル化の推進に伴い、これまで以上に適切な対応が求められることから、個人情報保護の重要性について理解を深めるため、職員を対象とした研修を実施します。

用語解説：※1 ファイリングシステム…市役所内で共通のルールに基づき、書類や文書情報を効率的に共有管理する仕組みのこと。

※2 バランスシート…一定の時点における企業や行政の「資産」、「負債」、「資本」を分析することで、財政状態を明らかにする報告書のこと。「貸借対照表」ともいう。

まちづくりの進め方

基本的な考え方 2 透明性の高い開かれた市政

取組項目② 広報・広聴

現状と課題

活力と魅力あふれるまちづくりを推進するには、市民の積極的な参画のもとでの広報広聴活動の充実が重要です。広報活動は、広報みよしやインターネット（ホームページや SNS^{※1}）、ケーブルテレビ、コミュニティ FMなどを効果的に活用し、市政情報をより正確に広く分かりやすく発信し、市政への理解と協力を深めるように努めています。市民が必要とする情報を分かりやすく、かつ、内容の充実を図り提供することで市民活動の活性化を促し、活力あるまちづくりを進めています。また、多言語に対応した翻訳機能・読み上げ機能付きスマートフォン向けアプリを導入し、高齢者や障がい者、外国人を含めた市民への情報発信を強化し、誰一人として情報による格差を生み出さないように努めています。

近年では、インターネットでの情報収集も一般的となっており、その手段は多様化しています。それらに対応するため、フェイスブックやエックス（旧ツイッター）、ライン、インスタグラムなどの SNS を活用した情報発信手段の拡充を図る必要があります。

また、市が保有する情報やデータをオープンデータ^{※2}化して市ホームページで公開していますが、市民や企業に活用していただくことが協働の推進につながるため、さらなるデータの充実が必要です。

広聴活動は、市長が市民の意見を直接聴く「市長と話そう！」や市民から市長へ提言する「皆さまの提言箱」、パブリックコメント、各種市民アンケートなどにより市民の意見を収集しています。

今後も市民のニーズや課題の把握に努めるとともに、市民が意見や提言を出しやすい環境の整備が必要です。

取組分野のねらい

市民が情報を得やすい環境を整え、市政情報を広く市民に提供することで市政への関心を高めるとともに、市民が市政に参加できる環境を整えることにより、協働によるまちづくりの活性化を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
広報・広聴に関する取り組みの市民満足度割合	「広報・広聴」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	74.1%	81.5%	<u>89%</u>

主な取組

1 情報発信力の強化

SNS など情報発信手段が多様化し、受け手側が情報を取捨選択する時代であり、「伝える」から「伝わる」市政情報を目指します。

ラインなど SNS でのセグメント配信^{※3}や各媒体を組み合わせることでより効果的で効率的な情報発信を進めていきます。

2 広聴活動の充実

「市長と話そう！」や「皆さまの提言箱」、パブリックコメント、各種市民アンケートや市ホームページの問い合わせフォームなどを通して、市民の意見や提言を広く収集し、行政サービスの向上につなげます。

- 用語解説** : ※1 SNS…「Social Networking Service (Site)」の略語で、人と人との交流を手助けし、促進するためのインターネット上のサービスのこと。
 ※2 オープンデータ…インターネットなどを通して、誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータのこと。
 ※3 セグメント配信…ユーザーが受け取りたい情報の分野を選択して配信を受けること。

基本的な考え方 3 効果的・効率的で安定した行財政運営

取組項目① 行政組織

現状と課題

社会経済情勢が目まぐるしく変化し、市民ニーズが多様化・複雑化する中、柔軟かつ迅速に対応できる行政組織と、効果的・効率的に業務を遂行することのできる職員が求められています。また、職員は、まちづくりへの高い意欲と能力を有し、自主的かつ主体的に創意工夫して業務を行うことが重要です。

令和5(2023)年度に、「市民にとって分かりやすく利用しやすい行政組織であること」「効果的かつ効率的で持続可能な行政組織であること」「重要課題について効果的に対応できる行政組織であること」を視点とし、行政組織の見直しを行いました。

事務事業のアウトソーシング^{※1}などの推進により行政の効率化を進めるとともに、職員の定員管理計画に基づき、適正かつ計画的に職員数の確保に努め、定年の延長や権限移譲など時代の流れに柔軟に対応していく必要があります。さらに、まちづくりを着実に進めていくためには、市民やNPO^{※2}などと行政が互いに協働し、対等の立場で協力する「協働のまちづくり」を推進することが必要です。

これらに対応するためには高い意欲と能力を有し、優れた人間性や経営感覚を身に付けた職員が必要であり、継続的な職員研修などを通し、専門知識の習得や能力開発などによる職員の育成が必要です。また、職員が、市の目標や課題に向かってやる気を持ち、自律的・自発的に業務に取り組むことのできる環境づくりが重要です。

取組分野のねらい

職員が常に問題意識を持ち、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、公平・公正で住民本位の行政サービスを効果的に提供するため、職員一人一人の能力や意欲を最大限に引き出すことを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
やりがいをもって仕事に励んだ職員の割合	市の目標を理解し自ら進んで創意工夫をし、やりがいをもって仕事に励んだ職員の割合(※) (「自己申告書」の回答)	62%	71%	75%

(※) 現状値の指標の定義は、「やりがいをもって仕事に励んだ」職員の割合を使用しています。

主な取組

1 機能的な組織体制の整備

既存の組織の枠にとらわれることなく組織内外のつながりを深め、時代の流れを的確につかみ、市民ニーズにスピーディに対応できる柔軟な体制づくりを行います。

2 職員の能力開発

市民の立場に立った質の高い行政サービスを、迅速かつ適正に提供できるよう、職員の能力の向上や知識の習得のため、職員研修を実施します。

民間企業が持つ専門的な取り組みや知識習得のための機会の充実を図ります。

3 人事評価の実施

市民感覚や経営感覚、チャレンジ精神などを備えた職員の育成・成長を促すため、人事評価を実施します。

4 働き方改革の推進

時間外勤務の縮減や職員のワーク・ライフ・バランス^{※3}の実現など、職員が意欲をもって働ける環境づくりに努めます。また、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を目指します。

関連計画等：みよし市職員定員管理計画（令和5(2023)年から令和9(2027)年度まで）
みよし市人材育成基本方針
みよし市職員研修計画（毎年度策定）
みよし市特定事業主行動計画（令和6(2024)年度見直し予定）

用語解説：※1 アウトソーシング…行政や企業がその事業や業務の一部を外部の専門業者などへ委託すること。
※2 NPO…「Non Profit Organization」の略語で、民間非営利組織を意味する。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。
※3 ワーク・ライフ・バランス…仕事と仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動など）の調和の意味で、働く全ての人々が、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

まちづくりの進め方

基本的な考え方 3 効果的・効率的で安定した行財政運営

取組項目② 行政改革・行政評価

現状と課題

本市における行政改革は、昭和 60(1985)年度に行政改革推進本部と行政改革推進委員会を設置し「第 1 次行政改革大綱」を策定した後、「第 7 次行政改革大綱」まで見直しを行い、行政改革を進めてきました。現在では、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、行政改革大綱に示した重点項目を推進するための具体的な取り組み項目を定めた「行政改革アクションプラン」を作成し、単に経費の削減のみに目を向けるのではなく、職員一人一人が創意工夫をし、市民目線に立ったより質の高い行政サービスを提供するとともに、本市の目指す将来像の実現に向けた取り組みを行っています。

また、平成 18(2006)年度からは「行政評価システム」を取り入れ、目標に対する成果の観点から点検評価を行うことにより、施策、事務事業の適正化を図り、広く市民に公表することで説明責任を果たすこととしました。

将来の人口減少や超高齢社会の到来、多様化する価値観や生活スタイル、市民ニーズに対応するため、行政改革と行政評価を不断の取り組みとして位置付け、市民の満足度を一層高められるように限られた経営資源（人材や財源など）を有効に活用し、成果の向上に努めることが求められています。

取組分野のねらい

継続的に行政改革と行政評価を実施し、限られた経営資源を有効に活用した行政経営を行うとともに、持続可能な財政基盤を確保し、最少の経費で最大の成果の実現を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
行政改革・行政評価に関する取り組みの市民満足度割合	「行政改革・行政評価」に対する満足度割合 (市民アンケート)	55.9%	62.9%	63%

主な取組

1 行政改革の推進

定期的（5 年ごと）に行政改革大綱を見直すことにより、時代に対応した行政改革大綱を策定し、行政運営の効率化・合理化を一層進め、健全な財政運営を進めます。

2 行政評価の実施

毎年度、行政評価を実施し、施策や事務事業を点検評価します。その評価結果は市民に広く公表するとともに、予算に的確に反映させることで、効率的かつ透明性の高い財政運営を行います。

3 デジタル化の推進

デジタル技術を活用し、住民の利便性向上と行政の効率化を進めることで、限られた経営資源を行政サービスの向上につなげます。また、将来的に人口減少により、職員数が減少してしまう場合であっても、多様化する市民ニーズに対応できるように持続可能な行政への転換を図ります。

関連計画等：第 7 次みよし市行政改革大綱（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度まで）
第 7 次みよし市行政改革アクションプラン
（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度まで）
みよし市デジタル化推進構想（令和 3(2021)年 8 月策定）

基本的な考え方 3 効果的・効率的で安定した行財政運営

取組項目③ 広域連携の推進

現状と課題

本市では、共通の課題に対する取り組みや効果的・効率的な行政サービスの推進のため、市民生活に直結するごみ処理や消防、火葬場、し尿処理などの事業については、一部事務組合による事業推進や豊田市への事務委託など、近隣自治体を中心にさまざまな協力関係を築いています。

平成27(2015)年度には、本市と日進市、東郷町、豊明市、長久手市の5市町により尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定を締結し、連携市町が、それぞれの資源や機能などの活用を進めながら、幅広い分野で連携協力することにより、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応と地域交流の活性化を図っています。

近い将来直面する人口減少や超高齢社会を見据え、新たに生じるさまざまな課題に効果的かつ効率的に対応していくとともに、今後も行政サービスを安定的、持続的に提供していくためには、自治体間の連携をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めていくことが求められています。

取組分野のねらい

他自治体との連携により、圏域内の共通課題に取り組み、効果的・効率的な行政サービスの推進を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
広域連携に関する取り組みの市民満足度割合	「広域連携の推進」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	70.7%	74.3%	75%

主な取組

1 連携による行政の推進

圏域内の共通課題への取り組みや効率的な行政サービスの推進のため、他自治体との連携や協力を進めます。

ごみ処理や消防、火葬場、し尿処理、上水道など、市民生活に欠かすことができない分野について広域連携による事務を継続しつつ、市民にとって最適な手法を研究します。

また、その他の市民サービスの向上につながる分野に関して可能なものから広域連携による共同事業の実施を推進します。

関連計画等：尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定（平成28(2016)年1月締結）

基本的な考え方 3 効果的・効率的で安定した行財政運営

取組項目④ 財政

現状と課題

国が推進する地方分権改革により、地方公共団体は政策的にも財政的にも自立した行政運営が求められ、その基盤となる地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが求められています。

こうした中、本市の歳入の主要税目の一つである法人市民税は、自動車関連企業の堅調な業績により財源が確保されてきましたが、世界経済の動向や物価上昇、為替変動による影響などの不安要素を抱えている状況です。

一方で、歳出については、これまで取り組んできた市債発行額の抑制効果により義務的経費^{※1}は近年横ばい傾向であるものの、社会基盤の整備や予測不能な自然災害に備えた災害に強いまちづくり、子育て支援の拡充、福祉の充実など市民ニーズは多様化かつ増大しており、財政運営は一層厳しさを増しています。

今後は、税収の減少や災害など予期せぬ支出に備えるための財政調整基金や大規模な事業の財源確保を目的とした特定目的基金の計画的な積み立てと活用を行い、安定した財政運営が長期的に持続できるように努めるとともに、自主財源の確保、事業の見直しなどを一層推進していく必要があります。

取組分野のねらい

市税の適正な課税と市税収納率の向上、受益者負担の適正化などにより自主財源の確保を図るとともに、行政評価により各種事業の選択的实施や戦略性を持った財政投資を進めます。

将来、債務が累積しないように市債発行額を抑制し、市債残高の減少や基金の積み立てなど計画的な活用を行い、歳入規模に見合う安定した財政運営を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
経常収支比率	通常財政構造の弾力性を判断するもので、経常一般財源 ^{※2} 総額と経常的経費 ^{※3} に充当される経常一般財源との比率	78.5%	83.2%	80%以下

主な取組

1 適正な課税

地方税法などに基づき、公平公正で適正な課税を行います。

2 市税収納率の向上

納税意識の向上を図るとともに、効果的な滞納整理を実施し、市税の収納率の向上を図ります。

3 債務の減少

プライマリーバランス^{※4}を考慮した市債の借り入れを行い、将来債務を減少させます。

4 自主財源の確保

ふるさと納税の拡充やネーミングライツ^{※5}の活用などに取り組み、税収以外の自主財源の確保に努めます。

5 公共施設マネジメントの推進

長期的な視点に立って、公共施設の複合化・集約化や長寿命化などに計画的に取り組み、最適な配置に努めます。

関連計画等：みよし市公共施設等総合管理計画（平成 29(2017)年度から令和 38(2056)年度まで）

用語解説： ※1 義務的経費…地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のこと。人件費、生活保護費などの扶助費、公債費からなる。
 ※2 経常一般財源…市税、地方消費税交付金などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源のこと。
 ※3 経常的経費…義務的経費、現行の経常的な事務事業や行政水準を維持するために毎年度経常的に支出される経費のこと。
 ※4 プライマリーバランス…「基礎的財政収支」と訳され、市債などの借入金を除いた税収などによる歳入から、市債の元利払い費など、過去の借入金返済を除いた歳出を引いたものこと。財政安定化の指標となる。
 ※5 ネーミングライツ…施設の名称に企業名や商品名などを冠した「愛称」を付与する命名権のこと。ネーミングライツを取得した企業などから対価を得て、施設の管理などに役立てる。

■基本目標1

No.	資料1 ページ	指摘事項	対応
1	P9、P10、P11 【子育て支援】 【家庭教育】 【地域で子育てを支える環境】	目標値が現状値とほぼ同じ数値でよいのか。	目標値を87%に修正。
2	P9 【子育て支援】	「7 保育士確保策の充実」について、新たな保育士人材の確保に加え、「現在働いている保育士の離職防止（働き続けられる環境を作る、配置を手厚くし労働負担を軽減する）」や「離職者の復職促進」についても触れていただけると良い。	「7 保育士確保策の充実」において、保育士の離職防止、離職者の復職促進を追加。
3	P10、P12 【家庭教育】 【小中学校教育】	主な取組「5 スクールソーシャルワーカーの配置」と【1-1-2 家庭教育】の主な取組「2 教育相談体制の整備」に記載がある「ハートケア教育サポーター」との違いは何か。また、分かりにくいため用語解説を記載していただきたい。	ハートケア教育サポーターとは、いじめや不登校問題に対応するため20年程前に設置されたものであり、現在はこれにスクールソーシャルワーカーの機能を加え、同一の職員を配置している。そのため、「2 教育相談体制」において、「ハートケア教育サポーター」を「スクールソーシャルワーカー」に修正し、用語解説を追加。また、【1-2-1 小中学校教育】においても用語解説を追加。
4	P17 【多文化共生】	外国人の人口について、具体的な数値が記載されているとより身近なこととして捉えやすいのではないかと。また、「市民の役割」の文末について、「仲間づくり」という記載はハードルが高い。「交流を深めるとともに関係づくりを行います。」くらいの文面の方が良い。	「現状と課題」に令和5年度の外国人の人口を追加。 「市民の役割」を「交流を深めるとともに関係づくりを行います。」に修正。

※その他変更点

P9【子育て支援】…「1 みよし市版「ネウボラ」の推進」において、母子健康手帳アプリについて追加。

■基本目標 2

No.	資料1 ページ	指摘事項	対応
1	P20 【地域福祉】	<p>【1-1-3 地域で子育てを支える環境】 ヤングケアラー支援という視点を加えると良い。(子どもの貧困、きょうだい児のケア、精神疾患を持つ親へのケア等)</p> <p>【2-1-3 介護】 ヤングケアラーの理解促進や啓発について、記載を検討していただきたい。</p>	「1 みよし市版地域包括ケアシステムの深化」において、重層的支援体制で「ヤングケアラー」という課題に対応することを追加。
2	P20 【地域福祉】	「市民の役割」に「福祉に対する意識や認識を高め」とあるが、「意識や認識」を高めるためには、まず知識が必要となる。「知識や意識で認識を高める」としていただきたい。	「市民の役割」を「福祉に対する知識を深めるとともに、意識や認識を高め」に修正。
3	P26 【スポーツ】	みよし市は自動車産業を含め、企業のスポーツが充実しているため、若いときにスポーツで活躍された方が地域にいると思う。企業と連携しながらそのような人を発見し、活躍する場を作っていくと子どもたちに対して良い教育ができると思うので、地域の特性を活かした指導者の確保も検討していただきたい。	「5 部活動の地域移行」において、民間企業におけるスポーツ経験者との連携を追加。

■基本目標 3

No.	資料1 ページ	指摘事項	対応
1	P29 【防災・減災】	ハード面の取組で考えていることはあるか。	「3 災害発生時に備えた対策の推進」において、災害に対応するための施設整備を計画的に進めることを追加。

■基本目標 4

No.	資料1 ページ	指摘事項	対応
1	P34 【工業】	「市街化区域内の工業系用途地域の面積」を目標指標としているが、全体として工業系用途地域を増やしていきたいのであれば、「工業系用途地域の面積」という表現でいいのではないか。	「指標の定義」を「工業系用途地域の面積」に修正。
2	P36 【観光・魅力発信】	「2 観光情報の発信力強化」の「市外からの積極的な観光客の誘致」と記載があるが、歴史的資源等については、市外だけではなく、市内の人にも発信するべきではないか。	「2 観光情報の発信力強化」において、「市民が本市の歴史や文化を知ること」を追加。
3	P39 【地産・地消】	「環境保全型農業の～」という文章が追加されているが、「取り組んでいます」と終わるのではなく、この取組から「地産地消」にどのように繋げていくのかを記載するべき。環境保全型農業を実施することにより、環境に優しい暮らしにつながっていくということが表現されていないと、食育の推進につながらない。	「現状と課題」において、環境保全型農業を実施することで、安全・安心な農産物の生産につながり、地産地消のサイクルの構築につながることを追加。

■基本目標 5

No.	資料1 ページ	指摘事項	対応
1	P42 【環境美化】	「市民の役割」に「ごみの正しい分別」の記載はあるが、「ごみの発生抑制全体を減らすように努力する」といった記載はないのか。分別を行う前に、ごみの発生を減らそうという取組が重要ではないのか。	「取組分野のねらい」において、ごみの減量化と分別を追加。 「主な取組」に「家庭ごみの発生抑制と分別の推進」を追加。 「市民の役割」にごみの発生抑制について追加。
2	P44 【循環型社会】	「ごみの減量化のためにリサイクル意識を高める」というのは無理があるのではないか。ごみの減量化とリサイクルについては、取組分野の「循環型社会」と「環境美化」の両方に関わってくることのため、記載方法を整理した方がよい。	「現状と課題」において、循環型社会の実現のためリサイクル意識を高めることを追加。

■基本目標 6

No.	資料1 ページ	指摘事項	対応
1	P48 【下水道】	西一色地区のポンプ場について、「早期に整備する」との記載があるが、この表現でよいか。後期基本計画の計画期間は5年であるが、5年を限度としているのか、緊急的に実施しなければいけないのかどうかで表現方法が変わると思う。	「現状と課題」のポンプ場の整備について、「緊急に整備する必要がある。」に修正。
2	P49 【公共交通】	「現状と課題」の下から4行目の「鉄道やバスなどの公共交通に対して～」のところに「タクシー」を入れてほしい。 「～が必要です。」「～が重要です。」だけでは何も行っていないように感じるため、地域公共交通会議で議論して、毎年PDCAを行っているということを具体的に書いていただくと市民にわかりやすくなるのではないかと。	「現状と課題」において、市民アンケートの結果についてタクシーを追加。みよし市公共交通会議で検討を行っていることを追加。
3	P52 【景観】	「主な取組」の中で「景観重要樹木」についての記載がなくなっているが、あってもいいのではないかと。都市を周る際にポイントとなる風景があるといい。	「主な取組」に「景観重要樹木の保全」を新たに追加。

第2次みよし市総合計画後期基本計画（案）のパブリックコメントについて

1 趣旨

市民・行政の協働により総合的・計画的にまちづくりを進めるため、その根幹となる「第2次みよし市総合計画」を平成31(2019)年3月に策定しました。

総合計画では、令和20(2038)年度を目標年次として、本市の目指す将来像とそれを実現するための基本目標を掲げた「基本構想」と令和10(2028)年度までの10年間を計画期間として、基本構想に掲げる将来像及び基本目標を達成するために必要な具体的な取組を定めた「基本計画」を定めています。

基本計画は、今後の社会経済情勢の移り変わりに対応していくため、計画の中間年で見直しを行うこととしており、令和5(2023)年度に計画の中間年を迎えることから、令和6(2024)年度から実施する後期基本計画の策定を進めてきました。

このたび、第2次みよし市総合計画後期基本計画（案）がまとまりましたので、パブリックコメント制度により計画案に対する意見を募集します。

2 募集期間

令和5(2023)年12月15日（金）から令和6(2024)年1月15日（月）まで

※広報みよし12月号に掲載予定

3 後期基本計画（案）の閲覧場所

- (1) ホームページ
- (2) みよし情報プラザ（市役所1階）
- (3) サンネット（カリヨンハウス2階）

4 意見書の提出（住所、氏名を記載）

- (1) 郵送
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 持参

5 意見の公表

提出された意見は、内容を取りまとめ市の考え方を付して、次回の総合計画審議会
で審議し、その後にホームページで公表します。